

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成26年 7 月  
(第 2 回訂正分)

株式会社鳥貴族

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売  
価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年7月2日に  
近畿財務局長に提出し、平成26年7月3日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年6月6日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年6月23日付をもって提出した有価証券届出書  
の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及びブックビルディ  
ング方式による売出し229,000株（引受人の買取引受による売出し160,000株・オーバーアロットメントによる売  
出し69,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成26  
年7月1日に決定したため、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出  
書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

##### <欄外注記の訂正>

3 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売  
出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」  
に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロット  
メントによる売出し69,000株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オー  
バーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売  
し）」をご参照下さい。

#### 2【募集の方法】

平成26年7月1日に決定された引受価額（2,576円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引  
受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを  
行い、当該引受価額と異なる価額（2,800円）で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取  
金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規  
則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売  
出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方  
法をいう。）により決定された価格で行います。

##### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「404,250,000」を「386,400,000」に訂正  
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「404,250,000」を「386,400,000」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

（注）5の全文削除

### 3【募集の条件】

#### (2)【ブックビルディング方式】

##### <欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「2,800」に訂正

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「2,576」に訂正

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「1,288」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき2,800」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

- 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

公募増資等の価格の決定にあたりましては、2,590円以上2,800円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数300,000株、引受人の買取引受による売出し160,000株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限69,000株（以下総称して「公開株式数」という。）を目途に需要の申告を受け付けました。その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき2,800円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき2,576円と決定いたしました。

- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,800円)と発行価額(2,201.50円)及び平成26年7月1日に決定した引受価額(2,576円)とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成26年6月6日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成26年7月1日に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき1,288円に決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。  
申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき2,576円)は、払込期日に新株式払込金に振替充當いたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

##### (注)8の全文削除

### 4【株式の引受け】

#### <欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は新株式払込金として、平成26年7月9日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,576円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき224円)の総額は引受人の手取金となります。

#### <欄外注記の訂正>

- 1 上記引受人と平成26年7月1日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

#### <欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「743,820,000」を「772,800,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「734,600,000」を「763,580,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

- 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、平成26年6月20日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額763,580千円及び「1 新規発行株式」の（注）4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限177,119千円については、平成27年7月期における直営店の新規出店のための差入保証金及び固定資産等の設備投資に全額充当する予定であります。

なお、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成26年7月1日に決定された引受価額(2,576円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,800円）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「431,200,000」を「448,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「431,200,000」を「448,000,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

- 4 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し69,000株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 4、5の全文削除及び6、7の番号変更

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (2)【ブックビルディング方式】

#### <欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「2,800」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「2,576」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき2,800」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

#### 3 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数      大和証券株式会社      160,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき224円）の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成26年7月1日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「185,955,000」を「193,200,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「185,955,000」を「193,200,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる大和証券株式会社による売出しであります。

4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

（注）5の全文削除及び6の番号変更

## 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

### (2)【ブックビルディング方式】

#### <欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,800」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき2,800」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、平成26年7月1日において決定いたしました。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成26年6月6日開催及び平成26年6月20日の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 69,000株
募集株式の払込金額	1株につき2,201.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>(注)</u>
払込期日	平成26年7月29日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	大阪府東大阪市永和一丁目2番1号 株式会社近畿大阪銀行 東大阪支店

(注) 割当価格は平成26年7月1日に2,576円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成26年7月24日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（69,000株）を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、または買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち23,000株について売付けることを引受人に要請し、引受人は当社の要請に基づき親引けを実施します。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

#### (3) 親引けしようとする株券等の数

引受人は、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による新株式発行数及び引受人の買取引受による売出株式数のうち23,000株を売付けいたします。

(7) 親引けに係る株券等の譲渡制限

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目（平成27年1月5日）までの期間（以下、「本確約期間」という。）継続して所有すること等の確約を書面により取り付けました。本確約期間終了後には売却等が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。主幹事会社は本確約期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

(8) 発行条件に関する事項

発行条件は、仮条件等における需要状況等を勘案した結果決定した募集株式発行等の発行条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

(9) 親引け後の大株主の状況

(省略)

② 公募による新株式発行、株式売出し及び親引け実施後の大株主の状況

大倉 忠司	620,000株
株式会社大倉忠	200,000株
鳥貴族従業員持株会	134,300株
中西 卓己	50,000株 (35,000株)
青木 繁則	35,000株 (25,000株)
近畿大阪2号投資事業組合	20,000株
麒麟麦酒株式会社	20,000株
道下 聡	15,100株 (12,000株)
片岡 達治	15,000株
山下 陽	15,000株 (8,500株)
福井 貴康	15,000株 (15,000株)

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出し、シンジケートカバー取引及び第三者割当増資分（最大69,000株）」は考慮しておりません。

2 親引け予定株式数は23,000株であり平成26年7月1日に決定いたしました。

3 ( ) 内は、大株主が所有する新株予約権による潜在株式数であり、内数であります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成26年 6 月  
(第 1 回訂正分)

株式会社鳥貴族



ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年6月23日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年6月6日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し229,000株（引受人の買取引受による売出し160,000株・オーバーアロットメントによる売出し69,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成26年6月20日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正し、また、「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の記載内容を一部訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

##### <欄外注記の訂正>

3 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成26年6月6日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3の全文削除及び4、5、6の番号変更

#### 2【募集の方法】

平成26年7月1日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成26年6月20日開催の取締役会において決定された払込金額（2,201,500円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

##### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「388,500,000」を「404,250,000」に訂正  
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「388,500,000」を「404,250,000」に訂正

#### < 欄外注記の訂正 >

- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件（2,590円～2,800円）の平均価格（2,695円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 仮条件（2,590円～2,800円）の平均価格（2,695円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は808,500,000円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

##### < 欄内の数値の訂正 >

「発行価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「2,201.50」に訂正

##### < 欄外注記の訂正 >

- 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。  
仮条件は2,590円以上2,800円以下の価格といたします。  
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。  
なお、当該仮条件は変更されることがあります。  
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年7月1日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。  
需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額（2,201.50円）及び平成26年7月1日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 8 引受価額が発行価額（2,201.50円）を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

### 4 【株式の引受け】

#### < 欄内の数値の訂正 >

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「大和証券株式会社254,000、みずほ証券株式会社13,800、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社13,800、野村證券株式会社13,800、株式会社SBI証券4,600」に訂正

#### < 欄外注記の訂正 >

- 1 上記引受人と発行価格決定日（平成26年7月1日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
  - 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。
- （注）1の全文削除及び2、3の番号変更

### 5 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

##### < 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額（円）」の欄：「777,000,000」を「743,820,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「767,780,000」を「734,600,000」に訂正

##### < 欄外注記の訂正 >

- 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件（2,590円～2,800円）の平均価格（2,695円）を基礎として算出した見込額であります。平成26年6月20日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額734,600千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限170,453千円については、平成27年7月期における直営店の新規出店のための差入保証金及び固定資産等の設備投資に全額充当する予定であります。

なお、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「414,400,000」を「431,200,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「414,400,000」を「431,200,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

4 売出価額の総額は、仮条件(2,590円～2,800円)の平均価格(2,695円)で算出した見込額であります。

### 3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「178,710,000」を「185,955,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「178,710,000」を「185,955,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

5 売出価額の総額は、仮条件(2,590円～2,800円)の平均価格(2,695円)で算出した見込額であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成26年6月6日開催及び平成26年6月20日の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 69,000株
募集株式の払込金額	<u>1株につき2,201.50円</u>
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成26年7月29日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	大阪府東大阪市永和一丁目2番1号 株式会社近畿大阪銀行 東大阪支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成26年7月24日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定であります

ので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、または買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

#### 4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち23,000株を上限として売付けることを引受人に要請しております。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

##### (1) 親引け予定先の概要

① 名称	鳥貴族従業員持株会	
② 本店所在地	大阪府大阪市浪速区立葉1丁目2番12号	
③ 代表者の役職・氏名	理事長 一瀬 敦生	
④ 当社との関係	資本関係	親引け予定先が保有している当社の株式の数：111,300株
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

##### (2) 親引け予定先の選定理由

当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会を親引け予定先として選定しました。

##### (3) 親引けしようとする株券等の数

23,000株を上限として、公募増資等の価格等とあわせて平成26年7月1日に決定する予定であります。

##### (4) 親引け先の株券等の保有方針

長期的に保有する方針であります。

##### (5) 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況

当社は、払込に要する資金について、当社従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

##### (6) 親引け予定先の実態

当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

##### (7) 親引けに係る株券等の譲渡制限

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目（平成27年1月5日）までの期間（以下、「本確約期間」という。）継続して所有すること等の確約を書面により取り付けます。本確約期間終了後には売却等が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。主幹事会社は本確約期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

(8) 発行条件に関する事項

発行条件は、仮条件等における需要状況等を勘案した上で決定する募集株式発行等の発行条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

(9) 親引け後の大株主の状況

① 現在の大株主の状況

大倉 忠司	750,000株
株式会社大倉忠	200,000株
鳥貴族従業員持株会	111,300株
中西 卓己	65,000株 (35,000株)
青木 繁則	50,000株 (25,000株)
近畿大阪2号投資事業組合	20,000株
麒麟麦酒株式会社	20,000株
道下 聡	15,100株 (12,000株)
片岡 達治	15,000株
山下 陽	15,000株 (8,500株)
福井 貴康	15,000株 (15,000株)

② 公募による新株式発行、自己株式の処分、株式売出し及び親引け実施後の大株主の状況

大倉 忠司	620,000株
株式会社大倉忠	200,000株
鳥貴族従業員持株会	134,300株
中西 卓己	50,000株 (35,000株)
青木 繁則	35,000株 (25,000株)
近畿大阪2号投資事業組合	20,000株
麒麟麦酒株式会社	20,000株
道下 聡	15,100株 (12,000株)
片岡 達治	15,000株
山下 陽	15,000株 (8,500株)
福井 貴康	15,000株 (15,000株)

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出し、シンジケートカバー取引及び第三者割当増資分(最大69,000株)は考慮しておりません。

2 親引け予定株式数は上限である23,000株として算定しており、公募増資等の価格等の決定日(平成26年7月1日)において変更される可能性があります。

3 ( )内は、大株主が所有する新株予約権による潜在株式数であり、内数であります。

(10) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(11) その他参考となる事項

該当事項はありません。

## 第二部【企業情報】

### 第6【提出会社の株式事務の概要】

単元未満株式の買取り	
取扱場所	<b>大阪市中央区伏見町三丁目6番3号</b> 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料

(注) 省略

新株式発行並びに  
株式売出届出目論見書  
平成26年6月

**TORIKIZOKU**

株式会社 鳥貴族

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式660,450千円（見込額）の募集及び株式414,400千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式178,710千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成26年6月6日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。



# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 鳥貴族

**TORIKIZOKU<sup>∞</sup>**

大阪市浪速区立葉一丁目2番12号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

# 1 業績等の推移

## 主要な経営指標等の推移

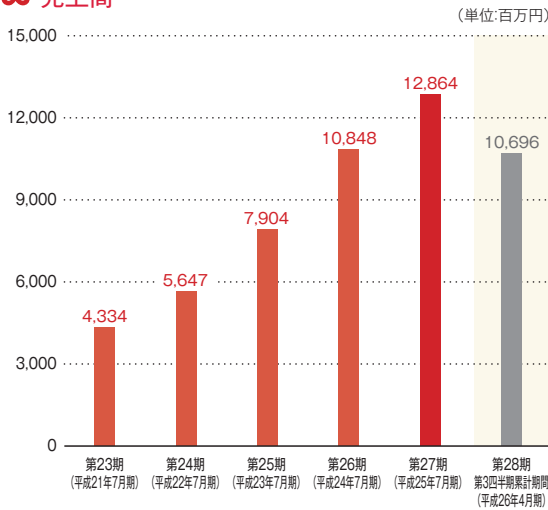
提出会社の経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期 第3四半期
決算年月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年4月
売上高(千円)	4,334,951	5,647,529	7,904,135	10,848,637	12,864,297	10,696,267
経常利益(千円)	280,620	178,455	250,561	196,211	492,378	668,645
当期(四半期)純利益(千円)	150,149	86,456	83,931	63,252	212,219	380,597
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金(千円)	23,632	37,865	65,984	75,084	75,084	75,084
発行済株式総数(株)	11,704	12,035	12,653	12,853	12,853	1,285,300
純資産額(千円)	263,545	378,468	518,637	600,090	812,310	1,192,907
総資産額(千円)	2,154,254	3,028,889	4,574,152	5,754,025	6,165,533	6,656,264
1株当たり純資産額(円)	22,517.57	31,447.30	40,989.30	466.89	632.00	928.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	15,001.40	7,386.29	6,968.06	49.89	165.11	296.12
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	12.2	12.5	11.3	10.4	13.2	17.9
自己資本利益率(%)	85.9	26.9	18.7	11.3	30.1	38.0
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	739,252	1,144,162	—
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	△1,078,222	△694,257	—
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	668,322	△325,993	—
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	—	—	—	1,652,136	1,776,048	—
従業員数(外、平均臨時雇用者数)(人)	150(388)	229(556)	287(754)	358(1,145)	392(1,238)	423(1,320)

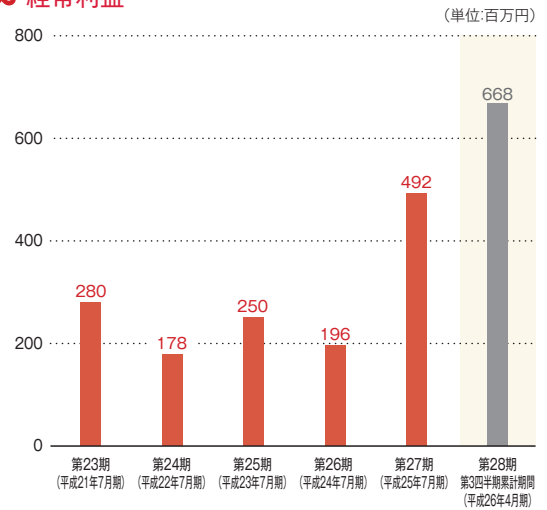
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。  
4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。  
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。  
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。  
7. 当社は第26期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第23期、第24期及び第25期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。  
8. 第26期及び第27期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第23期、第24期及び第25期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。  
なお、第28期第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。  
9. 当社は、第26期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。なお、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。  
10. 当社は、平成21年7月9日付で普通株式1株につき50株、また、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上場第133号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。  
なお、第23期、第24期及び第25期の数値については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期 第3四半期
決算年月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年4月
1株当たり純資産額(円)	225.18	314.47	409.89	466.89	632.00	928.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	150.01	73.86	69.68	49.89	165.11	296.12
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額(円)	—	—	—	—	—	—

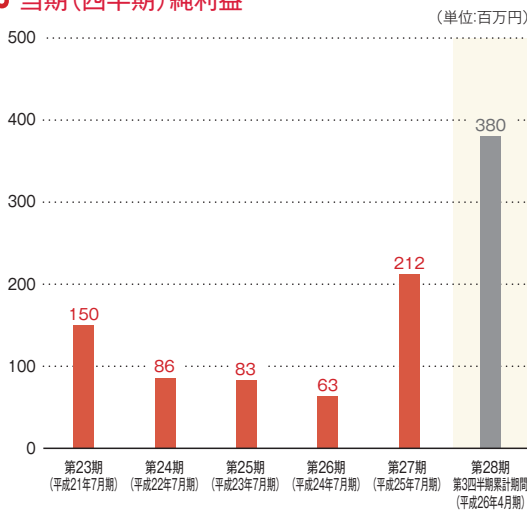
## ∞ 売上高



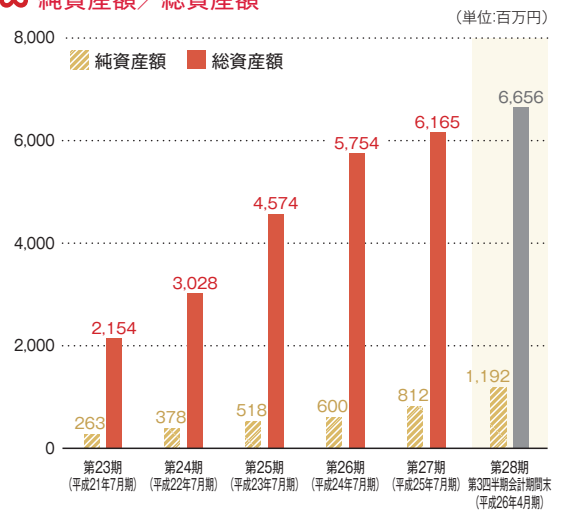
## ∞ 経常利益



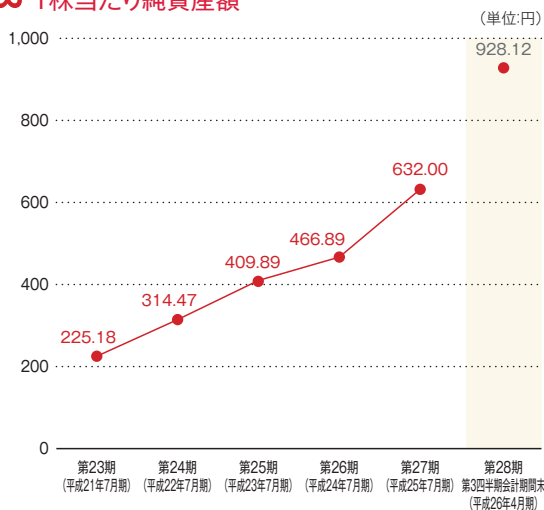
## ∞ 当期(四半期)純利益



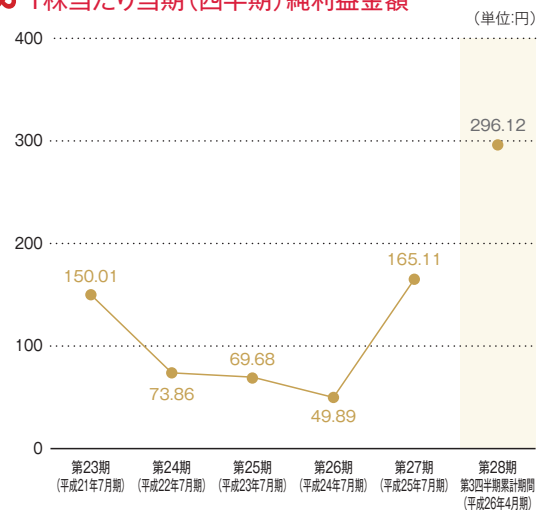
## ∞ 純資産額／総資産額



## ∞ 1株当たり純資産額



## ∞ 1株当たり当期(四半期)純利益金額



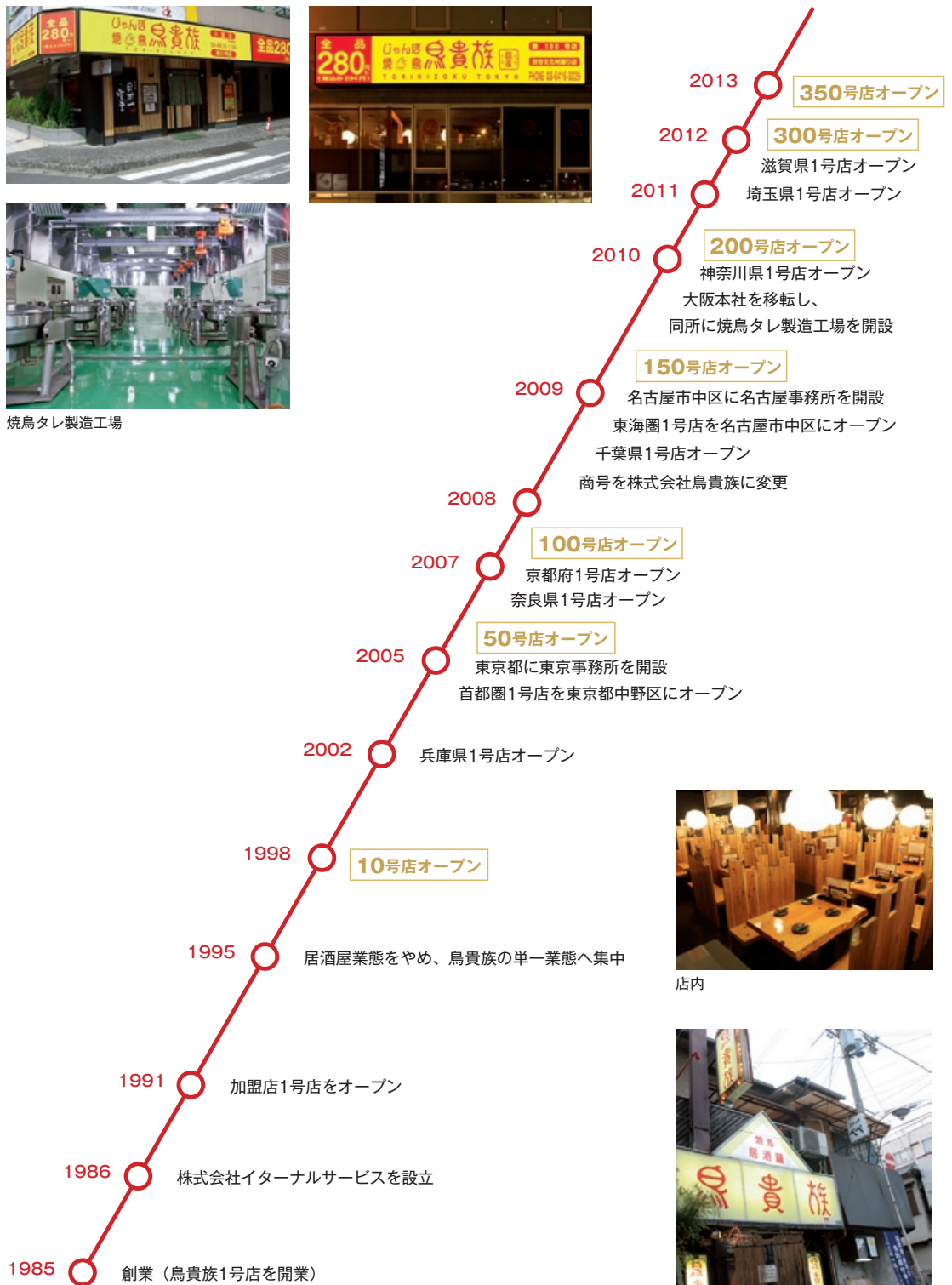
(注)当社は平成21年7月9日付で普通株式1株につき50株、また、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

(注)当社は平成21年7月9日付で普通株式1株につき50株、また、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を表記しております。

## 2 沿革



焼鳥タレ製造工場



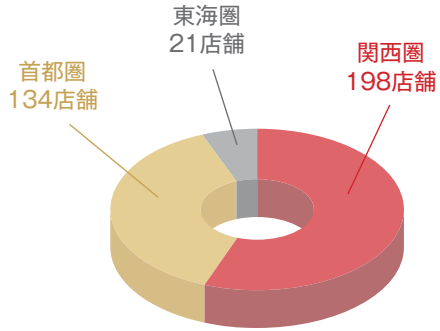
店内



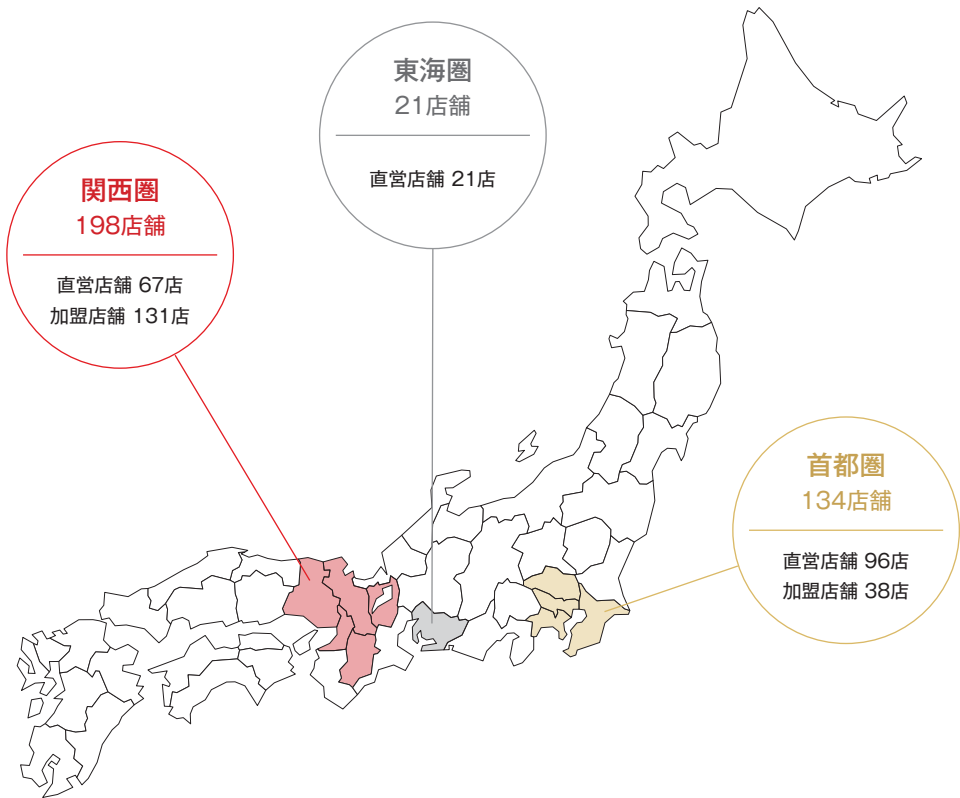
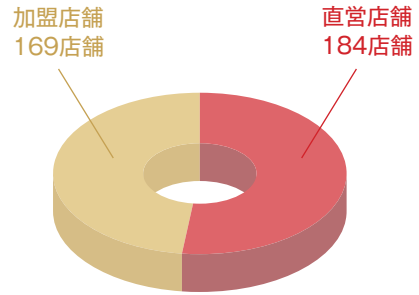
鳥貴族1号店  
※2008年2月 営業終了

# 店舗展開

エリア別



運営形態別



(平成26年4月30日現在)

## 3 事業の内容

### 280円（税抜）均一の感動

当社は、「鳥貴族」の単一業態での事業展開を基本方針としており、「鳥貴族」の単一ブランドで、関西圏・首都圏・東海圏の3商圏に焼鳥店の店舗展開をしております。

当社の資本・人材・ノウハウ等を「鳥貴族」に集中することにより、スケールメリットにより質の高い食材をより低価格で調達することができるとともに、何を売りたいかを明確にすることによりお客様の支持を得られると考えております。

また、「鳥貴族」ではメニュー数を絞り込むことにより、さらに調達コストの低下とオペレーションの効率化を行っております。

「280円（税抜）均一の感動」を基本コンセプトとし、280円（税抜）という均一価格でありながら、「味」「品質」「サービス」の向上を図ることでお客様に感動して頂けるような店舗展開を行い、多くのお客様にご利用して頂くことで「焼鳥＝鳥貴族」と考えて頂けるような「永遠の会社」を目指しております。

#### 1 販売価格

看板メニューである貴族焼を代表とした焼鳥を中心に商品開発を行っており、一人でも多くのお客様に喜んでもらうことができる価格を追求し、均一価格にすることでお客様が商品を選ぶ楽しさを感じて頂きたいという思いから、280円（税抜）均一による商品の提供を行っております。



当社の焼鳥は国産の鶏肉を使用しており、一串約90グラムある看板メニューの貴族焼、お客様の注文を受けてから炊き上げる釜飯、プレミアムビール等を、280円（税抜）均一で提供しております。

貴族焼



釜飯



ビール

## 2 商品

280円（税抜）均一価格であったとしても、当社の従業員が自信をもってお客様に提供することができる商品、お客様に感動して頂ける商品を提供することを最優先課題とし、商品開発を行っております。

- ① 当社ではセントラルキッチン有しておらず、各店舗で仕込みを行っております。

各店舗で仕込みを行うことは当社の「こだわり」であり、調理からお客様へ提供するまでの時間を可能な限り短縮することで、より新鮮でおいしいものを提供するためであります。

また、特に鶏肉は肉類の中でも劣化が早いことから、酸素に触れる時間を短くしお客様に少しでもおいしいと感じて頂くため各店舗で串打ちを行っております。



- ② 焼き鳥のタレは自社工場で、丸鶏、生の果物・野菜等を煮込み生産することで、全店変わらない味を提供しております。

- ③ メニュー数を約60品目に絞り込むことで業務オペレーションの効率化及びスケールメリットを活かした食材原価の低減を図り、お客様に対し高価値な商品を提供できるよう努めております。

また、お客様を飽きさせないために、半期に一度10品目程度のメニューの入れ替えを行っております。



## 3 接客

「元気でホスピタリティあふれる接客の提供」をスローガンとして、お客様の再来店につながる接客を提供できるよう、全スタッフに対してスキル・ポジションに応じた様々な研修を実施しており、また各店舗においてマニュアルを整備することで接客サービスの均質化を図っております。

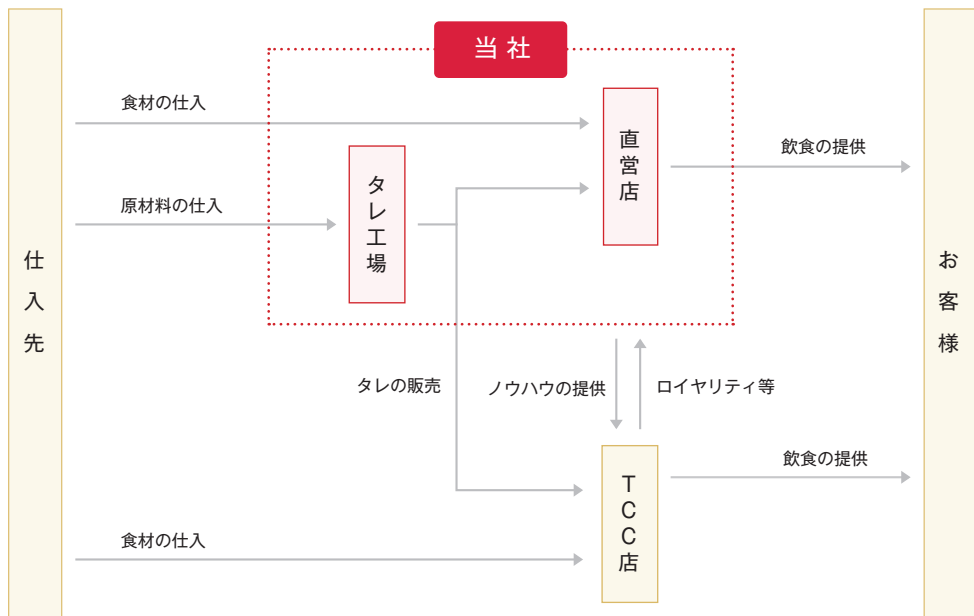


## 4 内装

来店されたお客様に、木による視覚的・触覚的な癒しを感じて頂きたいという想いから、丸太や無垢木材をふんだんに使用した内装で全店統一しており、焼鳥業態には少なかったテーブル席の導入によって、若者や女性客を含めた幅広いお客様が入りやすい空間づくりを心掛けております。



## 事業系統図



※TCC店（鳥貴族 カムレードチェーン加盟店）

## カムレードチェーン

当社では、直営店のほかにカムレードチェーン展開も行っており、加盟店よりノウハウの提供の対価としてロイヤリティ等の収入を得ております。

当社では、一般的なフランチャイズチェーンよりも強固なビジネスパートナーとしての関係性を確保することを目的として、新規に加盟店オーナーの募集は行っておらず、当社の経営理念に共感し当社とともに成長することに同意頂いた限られた加盟店オーナーをカムレード（同志）と称し、相互に意見の交換・提案を行っております。

これにより全ての「鳥貴族」における「味」「品質」「サービス」の向上を図っております。

平成26年4月30日現在において12の加盟店オーナーに加盟頂いております。

(注) カムレードチェーンは、新規に加盟店オーナーの募集を行っていない点、当社の経営理念に共感頂いた加盟店オーナーに限定している点、及び、意見の交換・提案を相互に行っている点が一般的なフランチャイズチェーンと異なるため、当社では区別しております。



# 目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	21
3. 対処すべき課題	22
4. 事業等のリスク	23
5. 経営上の重要な契約等	26
6. 研究開発活動	27
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1. 株式等の状況	32
2. 自己株式の取得等の状況	43
3. 配当政策	44
4. 株価の推移	45
5. 役員の状況	46
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	47

第5	経理の状況	52
1.	財務諸表等	53
(1)	財務諸表	53
(2)	主な資産及び負債の内容	98
(3)	その他	102
第6	提出会社の株式事務の概要	103
第7	提出会社の参考情報	104
1.	提出会社の親会社等の情報	104
2.	その他の参考情報	104
第四部	株式公開情報	105
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	105
第2	第三者割当等の概況	106
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	106
2.	取得者の概況	108
3.	取得者の株式等の移動状況	109
第3	株主の状況	110
	[監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年6月6日
【会社名】	株式会社鳥貴族
【英訳名】	Torikizoku co.,ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大倉 忠司
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区立葉一丁目2番12号
【電話番号】	06-6562-5333
【事務連絡者氏名】	取締役管理部ディレクター 道下 聡
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区立葉一丁目2番12号
【電話番号】	06-6562-5333
【事務連絡者氏名】	取締役管理部ディレクター 道下 聡
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 660,450,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 414,400,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 178,710,000円
【縦覧に供する場所】	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、 有価証券届出書提出時における見込額であります。 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000(注)3	1単元の株式数は、100株であります。 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成26年6月6日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、平成26年6月6日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 発行数については、平成26年6月20日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成26年6月6日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2【募集の方法】

平成26年7月1日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成26年6月20日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	300,000	660,450,000	388,500,000
計（総発行株式）	300,000	660,450,000	388,500,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,590円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,590円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は777,000,000円となります。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証 拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成26年7月3日(木) 至 平成26年7月8日(火)	未定 (注) 4	平成26年7月9日(水)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成26年6月20日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年7月1日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成26年6月20日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成26年7月1日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 平成26年6月6日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成26年7月1日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成26年7月10日（木）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに関し、平成26年6月24日から平成26年6月30日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社近畿大阪銀行 東大阪支店	大阪府東大阪市永和一丁目2番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成26年7月9日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	300,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、平成26年6月20日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成26年7月1日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
777,000,000	9,220,000	767,780,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,590円）を基礎として算出した見込額であります。平成26年6月20日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額767,780千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限178,085千円については、平成27年7月期における直営店の新規出店のための差入保証金及び固定資産等の設備投資に全額充当する予定であります。

なお、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。



## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成26年7月1日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	160,000	414,400,000	大阪府東大阪市 大倉 忠司 130,000株 大阪府大阪市住吉区 中西 卓己 15,000株 大阪府大阪市都島区 青木 繁則 15,000株
計(総売出株式)	—	160,000	414,400,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一であります。
3. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,590円)で算出した見込額であります。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成26年 7月3日(木) 至 平成26年 7月8日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成26年7月1日）に決定いたします。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成26年7月1日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（平成26年7月10日（木））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	69,000	178,710,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	69,000	178,710,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、または全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成26年7月10日から平成26年7月24日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,590円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

#### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

##### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成26年 7月3日(木) 至 平成26年 7月8日(火)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成26年7月1日）において決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成26年7月10日（木））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
5. 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、平成26年7月10日に東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）へ上場される予定であります。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成26年6月6日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 69,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成26年7月29日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	大阪府東大阪市永和一丁目2番1号 株式会社近畿大阪銀行 東大阪支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成26年7月24日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、または買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である大倉忠司、中西卓己及び青木繁則並びに当社の株主である株式会社大倉忠、近畿大阪2号投資事業組合、麒麟麦酒株式会社、道下聡、片岡達治、山下陽、大倉功次、大倉忠義、大倉勇太、株式会社近畿大阪銀行、サントリービバ&スピリッツ株式会社、江野澤暢男、山内真紀、荒木政俊、中西秀仁、真門洋平、コカ・コーラウエスト株式会社、大倉智子、宝酒造株式会社、亀井大明、武内悠、多々見敏彦、中谷充宏、キューピー株式会社、日本食研ホールディングス株式会社及び森好司は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成26年10月7日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び売却価格が本募集等における発行価格または売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

### 4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち23,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月
売上高 (千円)	4,334,951	5,647,529	7,904,135	10,848,637	12,864,297
経常利益 (千円)	280,620	178,455	250,561	196,211	492,378
当期純利益 (千円)	150,149	86,456	83,931	63,252	212,219
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	23,632	37,865	65,984	75,084	75,084
発行済株式総数 (株)	11,704	12,035	12,653	12,853	12,853
純資産額 (千円)	263,545	378,468	518,637	600,090	812,310
総資産額 (千円)	2,154,254	3,028,889	4,574,152	5,754,025	6,165,533
1株当たり純資産額 (円)	22,517.57	31,447.30	40,989.30	466.89	632.00
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	15,001.40	7,386.29	6,968.06	49.89	165.11
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.2	12.5	11.3	10.4	13.2
自己資本利益率 (%)	85.9	26.9	18.7	11.3	30.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	739,252	1,144,162
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△1,078,222	△694,257
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	668,322	△325,993
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	1,652,136	1,776,048
従業員数 (人)	150	229	287	358	392
(外、平均臨時雇用者数)	(388)	(556)	(754)	(1,145)	(1,238)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は第26期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第23期、第24期及び第25期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 第26期及び第27期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第23期、第24期及び第25期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 当社は、第26期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。なお、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成21年7月9日付で普通株式1株につき50株、また、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上場第133号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第23期、第24期及び第25期の数値については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月
1株当たり純資産額 (円)	225.18	314.47	409.89	466.89	632.00
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	150.01	73.86	69.68	49.89	165.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—



## 2 【沿革】

当社は、昭和60年5月に大阪府東大阪市において、当社代表取締役社長大倉忠司が個人事業として焼鳥屋「鳥貴族」（「鳥貴族」1号店である「鳥貴族俊徳店」）を開店したことに始まります。

店舗展開に備え昭和61年9月に株式会社イターナルサービス（資本金4,000千円）に法人改組し、平成21年8月に商号を株式会社鳥貴族に変更しております。

年月	事項
昭和61年9月	大阪府東大阪市に株式会社イターナルサービスを設立
平成3年11月	加盟店1号店「鳥貴族長瀬店」を大阪府東大阪市にオープン
平成7年7月	居酒屋業態より撤退し、「鳥貴族」単業態に集中
平成9年9月	本社を大阪市東成区東中本に移転
平成10年6月	10号店となる「鳥貴族千鉢店」を大阪市住吉区にオープン
平成14年7月	兵庫県1号店「鳥貴族阪神深江店」を神戸市東灘区にオープン
平成15年9月	大阪市中央区道頓堀に「鳥貴族道頓堀店」をオープン
平成16年8月	本社を大阪市浪速区桜川に移転
平成17年2月	東京都杉並区高円寺北3丁目に東京事務所開設
平成17年5月	首都圏1号店「鳥貴族中野北口店」を東京都中野区にオープン
平成17年8月	50号店となる「鳥貴族ナンバ店」を大阪市中央区にオープン
平成19年5月	京都府1号店「鳥貴族西大路店」を京都市南区にオープン
平成19年11月	奈良県1号店「鳥貴族新大宮店」を奈良県奈良市にオープン
平成19年11月	100号店となる「鳥貴族平野加美東店」を大阪市平野区にオープン
平成20年9月	東京事務所を東京都杉並区高円寺北2丁目に移転
平成21年4月	名古屋市中区に東海事務所開設
平成21年4月	東海圏1号店「鳥貴族錦三袋町通り店」を名古屋市中区にオープン
平成21年8月	商号を株式会社鳥貴族に変更
平成21年8月	千葉県1号店（150号店）となる「鳥貴族行徳店」を千葉縣市川市にオープン
平成22年7月	東京事務所を東京都杉並区高円寺北2丁目内に移転
平成22年10月	神奈川県1号店「鳥貴族相模原店」を神奈川県相模原市にオープン
平成22年10月	本社を大阪市浪速区桜川から大阪市浪速区立葉に移転し、同所に焼鳥タレ製造工場を開設
平成22年10月	200号店となる「鳥貴族池袋サンシャイン通り店」を東京都豊島区にオープン
平成23年7月	250号店となる「鳥貴族四ツ橋店」を大阪市西区にオープン
平成23年8月	埼玉県1号店「鳥貴族川口店」埼玉県川口市にオープン
平成24年5月	滋賀県1号店「鳥貴族石山店」を滋賀県大津市にオープン
平成24年6月	300号店となる「鳥貴族名駅東口店」を名古屋市中村区にオープン
平成25年9月	350号店となる「鳥貴族鶴舞店」を名古屋市中区にオープン
平成25年10月	東京事務所を東京都杉並区天沼に移転

### 3【事業の内容】

当社は、「鳥貴族」の単一ブランドで、関西圏・首都圏・東海圏の3商圏に焼鳥店の店舗展開をしており、事業区分は「飲食事業」の単一セグメントとなります。

当社は、「鳥貴族」の単一業態での事業展開を基本方針としております。

当社の資本・人材・ノウハウ等を「鳥貴族」に集中することにより、スケールメリットにより質の高い食材をより低価格で調達することができるのと同時に、何を売りたいかを明確にすることによりお客様の支持を得られると考えております。また、「鳥貴族」ではメニュー数を絞り込むことにより、さらに調達コストの低下とオペレーションの効率化を行っております。

#### (1) 店舗コンセプト

当社は「280円（税抜）均一の感動」を基本コンセプトとして店舗展開を行っております。280円（税抜）という均一価格でありながら、「味」「品質」「サービス」の向上を図ることによってお客様に感動して頂けるような店舗展開を行い、多くのお客様にご利用頂くことで「焼鳥＝鳥貴族」と考えて頂けるような「永遠の会社」を目指しております。

#### 1. 販売価格

看板メニューである貴族焼を代表とした焼鳥を中心に商品開発を行っており、一人でも多くのお客様に喜んでもらうことができる価格を追求し、均一価格にすることでお客様が商品を選ぶ楽しさを感じて頂きたいという思いから、280円（税抜）均一による商品の提供を行っております。

#### 2. 商品

鶏肉は国産の鶏肉を使用し、一串約90グラムある看板メニューの貴族焼、お客様の注文を受けてから炊き上げる釜飯、プレミアムビール等を中心に、280円（税抜）均一価格であったとしても、当社の従業員が自信をもってお客様に提供することができる商品、お客様に感動して頂ける商品を提供することを最優先課題とし、商品開発を行っております。

また、特に鶏肉は肉類の中でも劣化が早いことから、酸素に触れる時間を短くしお客様に少しでもおいしいと感じて頂くため各店舗で串打ちを行っております。これはセントラルキッチンを保有せず各店舗で仕込みを行う当社の「こだわり」であり、調理からお客様へ提供するまでの時間を可能な限り短縮することで、より新鮮でおいしいものを提供するためであります。

一方、全店変わらない味を提供するため、焼き鳥のタレは自社工場にて、丸鶏・生の果物・野菜等を使用し一括生産しております。

加えて、メニュー数を約60品目に絞り込むことで業務オペレーションの効率化及びスケールメリットを活かした食材原価の低減を図り、お客様に対し高価値な商品を提供できるよう努めております。また、お客様を飽きさせないために、半期に一度10品目程度のメニューの入れ替えを行っております。

#### 3. 接客

「元気でホスピタリティあふれる接客の提供」をスローガンとして、お客様の再来店につながる接客を提供できるよう、全スタッフに対してスキル・ポジションに応じた様々な研修を実施しており、また各店舗においてマニュアルを整備することで接客サービスの均質化を図っております

#### 4. 内装

来店されたお客様に、木による視覚的・触覚的な癒しを感じて頂きたいという思いから、丸太や無垢木材をふんだんに使用した内装で全店統一しており、焼鳥業態には少なかったテーブル席の導入によって、若者や女性客を含めた幅広いお客様が入りやすい空間づくりを心掛けております。

#### (2) カムレードチェーン展開

当社では、直営店のほかにカムレードチェーン展開も行っており、加盟店よりノウハウの提供の対価としてロイヤリティ等の収入を得ております。

当社では、一般的なフランチャイズチェーンよりも強固なビジネスパートナーとしての関係性を確保することを目的として、新規に加盟店オーナーの募集は行っておらず、当社の経営理念に共感し当社とともに成長することに同意頂いた限られた加盟店オーナーをカムレード（同志）と称し、相互に意見の交換・提案を行っております。これにより全ての「鳥貴族」における「味」「品質」「サービス」の向上を図っております。

平成26年4月30日現在において12の加盟店オーナーに加盟頂いております。

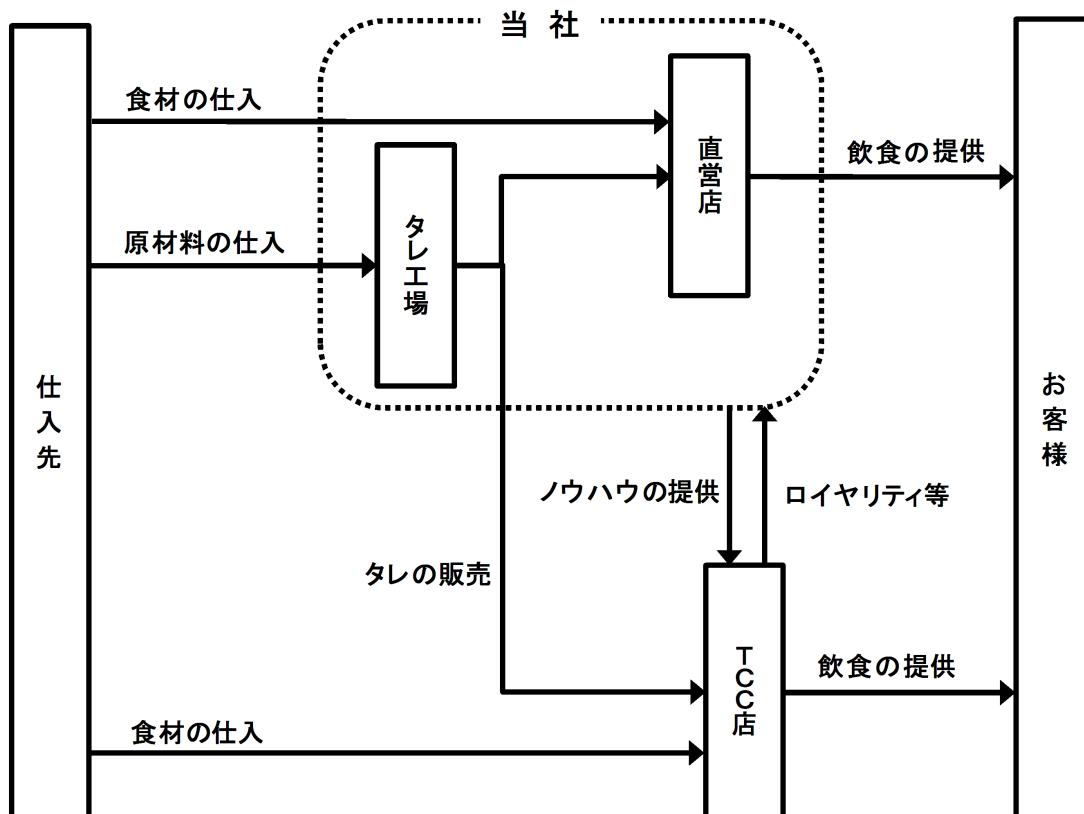
(注) カムレードチェーンは、新規に加盟店オーナーの募集を行っていない点、当社の経営理念に共感頂いた加盟店オーナーに限定している点、及び、意見の交換・提案を相互に行っている点が一般的なフランチャイズチェーンと異なっております。

「鳥貴族」の店舗数は以下のとおりであります。

		関西圏	首都圏	東海圏	合計
平成21年7月末 現在	直営店舗数	37店舗	24店舗	1店舗	62店舗
	加盟店舗数	76店舗	1店舗	1店舗	76店舗
	合計店舗数	113店舗	24店舗	1店舗	138店舗
平成22年7月末 現在	直営店舗数	47店舗	32店舗	5店舗	84店舗
	加盟店舗数	92店舗	1店舗	1店舗	93店舗
	合計店舗数	139店舗	33店舗	5店舗	177店舗
平成23年7月末 現在	直営店舗数	58店舗	48店舗	11店舗	117店舗
	加盟店舗数	110店舗	4店舗	1店舗	114店舗
	合計店舗数	168店舗	52店舗	11店舗	231店舗
平成24年7月末 現在	直営店舗数	65店舗	69店舗	15店舗	149店舗
	加盟店舗数	125店舗	15店舗	1店舗	140店舗
	合計店舗数	190店舗	84店舗	15店舗	289店舗
平成25年7月末 現在	直営店舗数	66店舗	85店舗	18店舗	169店舗
	加盟店舗数	130店舗	31店舗	1店舗	161店舗
	合計店舗数	196店舗	116店舗	18店舗	330店舗
平成26年4月末 現在	直営店舗数	67店舗	96店舗	21店舗	184店舗
	加盟店舗数	131店舗	38店舗	1店舗	169店舗
	合計店舗数	198店舗	134店舗	21店舗	353店舗

[事業系統図]

これまで述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



※TCC店（鳥貴族 カムレードチェーン店）

4 【関係会社の状況】  
該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成26年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
423 (1,320)	29.8	3.1	4,475

事業部門の名称	従業員数（人）
店舗	326 (1,316)
工場	5 (1)
本社部門	92 (3)
合計	423 (1,320)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

第27期事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、平成24年12月の政権交代をきっかけに円安・株高が予想外のスピードで進行し、特に海外売上比率の高い企業への追い風となりデフレ脱却への期待感が高まりつつあります。一方、円安が輸入企業の収益に与える悪影響や貿易赤字のさらなる拡大といったマイナス材料により注目が集まり、円安・株高が伸び悩むなか、欧州債務危機の長期化、電気料金の値上げ等の要因もあいまって先行き不透明な状況で推移してまいりました。

外食業界におきましては、消費者の食の安全性及び消費増税への関心がより一層高まる中、企業間の価格やサービスの競争激化等により引き続き厳しい経営状況が続いております。

こうした環境の中で当社は、当社の永遠の理念である「焼鳥屋で世の中を明るくしていきたい」をより一層浸透させることを重要課題とし、お客様に感動を与えることのできる店舗作りに取り組んでまいりました。

また、より多くのお客様に感動をお伝えするため、全国2,000店舗の出店を長期的な目標に掲げ、首都圏を中心に当事業年度は41店舗の新規出店を実現し、当事業年度末における「鳥貴族」の店舗数は330店舗（前事業年度末比41店舗純増）となりました。

当社の直営店につきましては20店舗の新規出店を行ったことにより、当事業年度末においては169店舗（前事業年度末比20店舗純増）となりました。新規出店に伴い、売上高は12,864,297千円（前事業年度比18.6%増）、売上総利益は8,592,901千円（同19.9%増）、販売費及び一般管理費は8,200,413千円（同16.5%増）となり、営業利益は392,488千円（同200.5%増）、経常利益は492,378千円（同150.9%増）となりました。また、特別損失として減損損失107,787千円等を計上したものの、当期純利益は212,219千円（同235.5%増）となり、増収増益となりました。

第28期第3四半期累計期間（自 平成25年8月1日 至 平成26年4月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、円安により輸出企業を中心に業績の改善が見られ、2020年東京オリンピック開催も決定する等、日本経済は全体として明るい兆しが現れはじめ、一部高価格商品への需要も高まっております。しかしながら、雇用や所得環境は依然として厳しく、電気料金の値上げ、原材料価格の上昇など、先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、消費税率引き上げにより消費者の節約意識は更に高まるとともに、相次ぐホテル食材偽装事件などの影響により、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社ではお客様がより安心してご満足頂ける商品を提供するため、品質管理及び衛生管理を今まで以上に徹底・強化するとともに、主力商品である貴族焼をはじめとする定番メニューの商品力アップを当事業年度の目標に掲げ取り組んでまいりました。また、より多くのお客様に感動をお伝えするため、長期的な目標である全国2,000店舗の出店を目指し、首都圏を中心に当第3四半期累計期間は27店舗の新規出店を行い、当第3四半期会計期間末日における「鳥貴族」の店舗数は353店舗（前年比23店舗純増）となりました。

当社の直営店につきましては、当第3四半期累計期間は16店舗の新規出店を行い、当第3四半期累計期間末においては184店舗（前事業年度末比15店舗純増）となりました。

以上の結果、売上高は10,696,267千円となり、売上総利益は7,159,460千円、営業利益は569,370千円、経常利益は668,645千円、四半期純利益は380,597千円となりました。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第27期事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較し123,911千円増加し、1,776,048千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度739,252千円の収入に対し、1,144,162千円の収入（前事業年度比54.8%増）となりました。これは主に、税引前当期純利益384,583千円、減価償却費647,431千円、減損損失107,787千円及び賞与引当金の増加額100,482千円を計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度1,078,222千円の支出に対し、694,257千円の支出（前事業年度比35.6%減）となりました。これは主に、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出538,434千円及び差入保証金の差入による支出100,942千円を計上したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、財務活動におけるキャッシュ・フローは、325,993千円の支出（前事業年度は668,322千円の収入）となりました。これは主に、長期借入れによる収入1,108,000千円を計上した一方、短期借入金の減少額300,000千円及び長期借入金の返済による支出987,730千円を計上したこと等によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、焼鳥のタレを自社工場で生産しておりますが、金額的重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

### (2) 仕入実績

当事業年度及び当第3四半期累計期間における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)	前年同期比 (%)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年8月1日 至 平成26年4月30日)
飲食事業 (千円)	4,172,383	115.8	3,474,016
合計 (千円)	4,172,383	115.8	3,474,016

- (注) 1. 当社の事業区分は「飲食事業」の単一セグメントであります。  
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

### (3) 受注実績

当社は一般消費者へ直接販売する飲食事業を行っておりますので、記載しておりません。

### (4) 販売実績

当事業年度及び当第3四半期累計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)	前年同期比 (%)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年8月1日 至 平成26年4月30日)
飲食事業 (千円)	12,864,297	118.6	10,696,267
合計 (千円)	12,864,297	118.6	10,696,267

- (注) 1. 当社の事業区分は「飲食事業」の単一セグメントであります。  
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。



### 3 【対処すべき課題】

外食産業を取り巻く環境は、世界的な景気後退を背景とした生活防衛意識の高まりによる外食機会の減少、食の安全性に対する消費者意識の高まりや低価格競争の激化等により、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。

こうした状況を踏まえて当社では、差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

#### (1) 「280円（税抜）均一の感動」の追求

当社は「280円（税抜）均一の感動」を基本コンセプトとして店舗展開を行っており、お客様に感動していただくために、業務オペレーション等を効率化することで280円（税抜）を維持しつつも高価値を追求することで付加価値を創出し、他社との差別化を図るよう努めております。

具体的には、個人店の良さである食材の品質・味へのこだわりと、チェーン店の良さである資本・人材・ノウハウ等の集中投下及び業務オペレーションの均一化等による効率化という両者の良い側面を同時に実現させるべく、国産鶏肉の使用、店舗での串打ちといった取り組みを継続していく一方で、業務オペレーションの効率化のためにさらなる業務改善に取り組んでまいります。

#### (2) 既存店売上高の維持向上

外食業界は成熟した市場となっており、個人消費支出における選別化、弁当・惣菜等の中食市場の成長、価格競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。

当社においては、ブランド力をさらに強化し既存店売上高を維持向上させるため、クオリティ（商品品質）・サービス（接客力）・クレンリネス（衛生管理）の強化を全従業員に周知徹底し、お客様満足度の向上に努めてまいります。

#### (3) 商品力の向上

食の安全に対するお客様の意識は一層高まりつつあります。当社では、国産鶏肉にこだわり、産地との良好な関係を構築・維持することで、今まで以上に安全かつ良質な食材の確保に取り組んでまいります。また、お客様のニーズの変化にも迅速に対応できる商品開発や人気メニューのさらなる付加価値向上に取り組んでまいります。

#### (4) 新規出店の強化・投資効果の維持向上

当社が継続的に新規出店を行い、新たな収益を確保するためには、投資効果のさらなる向上が重要課題であると考えております。当面の間、関西圏、首都圏及び東海圏の3商圏での事業展開を予定しておりますが、将来的には全国展開も視野に入れ、全国2,000店舗の出店を長期的な目標に掲げております。そのために、物件情報の取得及び調査のための人員確保等、社内体制の強化に取り組んでまいります。

また、マーケティング調査の強化により当社が競争優位となりうる出店候補地の確保、協力会社との連携による出店初期投資額の削減、並びに、店舗運営の効率化に取り組んでまいります。

#### (5) 人材の採用・教育強化

今後、当社の成長には、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。当社の企業理念を理解し、賛同した人材の採用を最重要課題とし、中途採用だけでなく新卒採用にも積極的に取り組んでまいります。また、外食産業に限らない経験豊富な人材の招聘などにより、変化する経営環境に対し柔軟に対応できる組織を目指します。

人材教育に関しては各役職・階層別に応じた研修プログラムを充実させ、特に重要な位置づけとなる店長に対しては教育プログラムを強化し、店舗運営力のさらなる向上に取り組んでまいります。

#### (6) 内部管理体制の強化

業容の拡大に応じたリスクの管理、衛生管理やコンプライアンス遵守体制のさらなる向上を目指し、内部監査室を中心に、内部統制システムの改善に取り組んでおります。また、財務報告に関連する内部統制の強化も重要課題と認識しており、必要に応じて人員の増強を図る方針であります。

#### 4【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内包しているため実際の結果と異なる可能性があります。

##### (1) 市場環境について

外食業界は成熟した市場となっており、個人消費支出における選別化、弁当・惣菜等の中食市場の成長、価格競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。当社では、メニューの改定等により既存店舗の売上高の確保を図ると同時に、直営店舗の新規出店による事業拡大を積極的に行ってまいります。外食産業における市場環境の悪化が進む場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 店舗コンセプトについて

当社は現在、「鳥貴族」のブランドで単業態による店舗展開を行っております。焼鳥専門店に特化し、280円（税抜き）の均一価格を維持する事により、景気変動に左右されにくい収益性の維持に取り組んでまいりますが、これらの施策が必ずしも継続的に顧客に受け入れられる保証はなく、その場合には当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 新規出店計画について

新規出店については、従来の不動産業者等からの外部情報に加え、取引先銀行、取引先業者からも幅広く情報を入手するように努めておりますが、当社のニーズに合致する物件が必ずしも確保されるとは限りません。また、仮に当社の計画に沿った物件を確保しても、計画した店舗収益を確保できない可能性があります。当社では、新規出店の物件確保及び収益性の確保等に努めてまいりますが、新規出店が計画どおり遂行できない事態が発生した場合または計画した店舗収益を確保できない場合、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 賃貸借による店舗展開について

当社の本社事務所及び直営店舗はそのほとんどが建物を賃借しており、賃貸借契約に対して保証金等を差し入れています。平成25年7月31日現在の敷金及び差入保証金の残高は752,210千円となっており、総資産に占める比率は12.2%であります。

当社は新規に出店する際の与信管理を徹底しておりますが、賃貸人の財政状態が悪化した場合、差入保証金（敷金・保証金）の一部または全部が回収不能となることや賃借物件の継続的使用が困難となることが考えられます。その場合、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 鳥貴族カムレードチェーン加盟店について

###### ① カムレードチェーン加盟店の店舗展開について

当社では直営店の店舗展開のほか、カムレードチェーン加盟店による店舗展開の拡大を推進しております。当社はカムレードチェーン加盟店に対してサービスや衛生管理の指導を行う義務が生じ、その対価としてロイヤリティ収入等を収受しております。

外食産業全般の市場縮小やカムレードチェーン加盟に積極的な企業の業績悪化等により、当社のカムレードチェーン加盟企業数が減少した場合、もしくはカムレードチェーン加盟企業の店舗が退店した場合には、ロイヤリティ収入等が減少し、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

###### ② カムレードチェーン加盟店への店舗運営指導について

当社はカムレードチェーン加盟店に対してカムレード契約に基づき、ホールオペレーション、キッチンオペレーション及び衛生管理等の店舗運営に係る指導を実施しております。

しかし、カムレードチェーン加盟企業において当社の指導に従ったサービスの提供が行われない場合や衛生管理面の問題が生じた場合、当社ブランドの価値が毀損し、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (6) 商標権について

当社は商標権を取得し管理することで当社のブランドを保護する方針であります。

第三者が類似した商号等を使用した場合、当社のブランドの価値が毀損された場合、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 商品表示について

外食産業においては、一部企業の産地偽装や賞味期限の改ざん等が発生するなど、食の安全性だけではなく、商品表示の適正性、信頼性等においても消費者の信用を失墜する事件が発生しております。当社は、適正な商品表示のため社内体制の整備・強化に全社一丸となって注力しておりますが、食材等の納入業者も含めて、万一、表示内容に重大な誤りが発生した場合には、社会的信用の低下等により、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 出店後の環境変化について

当社は新規出店をする際には、商圈誘引人口、競合店調査、賃借条件等の立地調査を綿密に行った上で意思決定しております。しかしながら、当社の出店後に交通アクセスが変化した場合や、同業他社等から新規参入があった場合には、当初の計画とおりに店舗収益が確保できず、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材採用及び教育について

当社が安定的な成長を達成していくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当社の経営理念を理解し、賛同した人材確保を最重要課題として、新規学卒採用だけでなく、既存店舗に勤務しているパートタイマー・アルバイトからの社員登用や、中途採用など、優秀な人材の獲得に取り組んでまいります。また人材教育に関しては、実践的な技術指導に加え、理念教育を重点的に行う事により当社の核となり得る人材を育成してまいります。しかしながら、当社直営店及びカムレード加盟企業の出店の拡大に対する人材の確保及び教育が追いつかない場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 従業員の処遇について

① 短時間労働者に対する社会保険加入義務化の適用基準拡大について

当社の店舗運営において短時間労働者は不可欠なものとなっております、平成26年4月30日現在で3,544名のパートタイマー及びアルバイトを雇用しております。そのうち社会保険加入義務のある対象者は少数であります。今後、短時間労働者の社会保険加入義務化の適用が拡大された場合には、保険料の増加、パートタイマー及びアルバイト就業希望者の減少等により、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

② その他労働法の強化等について

現状、当社は法令等で定められた労働規制等については適正に遵守しておりますが、今後この規制基準等が強化・拡大された場合には、法定福利費の増加及び人員体制強化に伴う費用の増加等により、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社は、「鳥貴族」の単業態として事業を展開しておりますが、事業に関する法規制等は多岐にわたっております。当社では、コンプライアンス委員会を組織し、コンプライアンス体制の強化に努めておりますが、万が一重大な不祥事やコンプライアンス上の問題が発生した場合や、既存の法規制等の改正または新たな法規制等の制定が行われた場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社事業に関わる法規制等のうち、特に影響が大きいと考えられるものは以下の通りです。

① 食品衛生法への対応について

当社は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき、管轄保健所を通じて飲食業の営業許可を取得し、各店舗では食品衛生管理者を管轄保健所に届け出ております。その上で、各店舗における衛生管理の強化に取り組んでおり、食中毒等の重大事故の未然防止に努めております。しかしながら、今後、食中毒等の事故が発生した場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について

平成13年5月に施行された「食品循環資源の再利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）により年間100トン以上の食品廃棄物を排出する外食業者（食品関連事業者）は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再生利用を通じて、食品残渣物の削減を義務付けられております。当社は食品残渣物を削減するための取り組みを鋭意実施しておりますが、今後法的規制が強化された場合には、その対応のために、設備投資等に関連する新たな費用が発生し、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

深夜0時以降も営業する店舗につきましては、深夜営業について「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制を受けております。各店舗における届出等、当該法令に定める事項の厳守に努めておりますが、法令違反等が発生した場合には、一定期間の営業停止等が命ぜられ、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12)鳥インフルエンザについて

当社は鶏肉の仕入ルートとして国内に複数の産地を確保しておりますが、同時多発的に鳥インフルエンザが発生した場合、鶏肉の確保が出来ず営業を休止せざるを得ない事態に至る恐れがあり、また、鳥インフルエンザの発生により鶏肉に対する風評被害が発生し消費者より敬遠される等の事態に陥った場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)材料価格の高騰について

近年発生した原油相場高騰に伴う穀物相場等の高騰にとどまらず、天候不順による野菜価格の高騰並びに政府によるセーフガード（緊急輸入制限措置）等の発動など需給関係の急激な変動による食材価格の高騰の可能性等、当社が購入している原材料には価格が高騰する可能性のあるものが含まれております。このような事象が発生し、原材料価格が高騰した場合、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14)有利子負債依存度について

当社は、店舗建築費用及び差入保証金等の出店資金を主に金融機関からの借入れにより調達しているため、総資産に占める有利子負債（借入金、リース債務及びその他有利子負債）の割合が、平成24年7月期は57.5%、平成25年7月期も51.3%と高い水準にあります。したがって今後、有利子負債依存度が高い状態で金利が上昇した場合には、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は出店に関する設備投資資金の機動的な確保及び効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該貸出コミットメント契約及び一部の借入金の中には財務制限条項が設けられているものがあります。従来より金融機関とは持続的に良好な関係を築いておりますが、同条項に抵触した場合、金利の上昇や、期限の利益を喪失することにより、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15)減損損失について

外的環境の著しい変化等により、店舗収益性が悪化し、事業計画において計画した店舗収益性と大きく乖離した場合、固定資産及びリース資産について減損損失を計上することとなり、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16)特定地域に対する依存度等について

当社の直営店舗出店地域は、関西圏、首都圏及び東海圏の3商圏となっており、特に関西圏においては、大阪府に本社及びタレ工場を設置しております。

当社は当面の間上記3商圏での事業展開を計画しておりますが、地震等の災害が発生し、店舗設備、本社社屋及びタレ工場の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断、交通管制装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し消費者の消費環境が悪化した場合には一時的に来客数が著しく減少する可能性があります。また、災害等による店舗、本社社屋またはタレ工場設備の損壊の程度によっては、大規模な修繕の必要性から、多額の費用が発生する可能性があり、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17)個人情報について

当社は、顧客満足度向上のために顧客情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報の取扱いに関して一定の義務を負っております。そのため当社では、個人情報管理規程を策定し、社内の管理体制には万全を期しております。しかしながら、個人情報が外部へ漏洩するような事態が発生した場合には、当社の信用低下による売上の減少や損害賠償による費用の発生等により、当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18)ストック・オプション行使による株式価値の希薄化

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブ付与を目的としたストック・オプション制度を採用しております。そのため、現在、取締役及び従業員に付与されている新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は157,000株であり、発行済株式総数1,285,300株の12.2%に相当します。

(19)配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営目標と認識しており、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。当社は継続的に当期純利益を計上しておりますが、新規出店等の将来の持続的な成長に必要な設備投資や経営基盤の強化を優先し、設立以来配当を実施しておりません。

今後につきましては、内部留保による財務体質の強化を図りつつ、業績及び財政状態の推移を鑑みながら、利益配当を行っていく方針であります。しかしながら、当社の業績が計画どおりに進展しない場合には、配当を実施できない可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### カムレード契約

当社はカムレードチェーン加盟店との間で、以下のような要旨の加盟契約を締結しております。

#### (1) 契約の内容

当社は、その有する営業ノウハウと「鳥貴族」の商標（サービスマーク）を使用して焼鳥屋を営業する資格ないし権利を加盟店に付与し、マニュアル等の印刷物、担当指導員の指導等を通じて加盟店の経営、店舗の営業を支援する。加盟店は、契約に定める事項、貸与ないし供与されたマニュアル並びに当社の指示を遵守して営業に従事し、その発展に邁進するものとし、契約に定める加盟金、ロイヤリティを支払う。

#### (2) 契約期間

契約締結日を開始日として、満7年を経過した日を終了日とする。

#### (3) 契約更新

契約満了の3カ月前までに両当事者のいずれからも解約の申入れがない場合は、2年毎に自動的に更新される。

「カムレードチェーン」につきましては、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3. 事業の内容」をご参照下さい。

## 6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

### (2) 経営成績の分析

第27期事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

当事業年度においては、新たに20店舗を出店したことにより事業年度末における直営店舗数は169店舗となり、また、既存店舗の売上が好調に推移したことから、売上高は、12,864,297千円（前事業年度比18.6%増）となりました。

売上原価は、売上高の増加に伴い4,271,395千円（前事業年度比16.1%増）となり、売上高に対する構成比は、33.2%（同0.7ポイント減）となりました。販売費及び一般管理費は、新規出店に伴う人件費、地代家賃等の支出が増加したため、8,200,413千円（同16.5%増）となり、売上高に対する構成比は、63.7%（同1.1ポイント減）となりました。この結果、営業利益は、392,488千円（同200.5%増）となりました。

また、営業外収益に協賛金収入148,921千円を計上したこと等により、経常利益は492,378千円（同150.9%増）となり、特別損失に減損損失107,787千円を計上し、法人税等172,363千円を計上した結果、当期純利益は212,219千円（同235.5%増）となりました。

第28期第3四半期累計期間（自 平成25年8月1日 至 平成26年4月30日）

当第3四半期累計期間においては、新たに16店舗を出店したことにより第3四半期累計期間末における直営店舗数は184店舗（前事業年度末比15店舗純増）となり、また、既存店舗の売上が堅調に推移したことから、売上高は、10,696,267千円となりました。

売上原価は、売上高の増加に伴い3,536,807千円となり、売上高に対する構成比は33.1%となりました。販売費及び一般管理費は、新規出店に伴う人件費、地代家賃等の支出が増加したため、6,590,090千円となり、売上高に対する構成比は61.6%となりました。この結果、営業利益は、569,370千円となりました。

また、営業外収益に協賛金収入134,279千円を計上したこと等により、経常利益は668,645千円となり、法人税等286,518千円を計上した結果、当期純利益は380,597千円となりました。

### (3) 財政状態の分析

第27期事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

総資産は前事業年度末と比べて411,507千円増加し6,165,533千円となりました。流動資産は、現金及び預金が87,992千円増加したことや、預け金が49,139千円増加したこと等により、前事業年度末と比べて252,807千円増加し2,388,807千円となりました。固定資産は20店舗の新規出店に伴い、有形固定資産が6,509千円増加、差入保証金が95,173千円増加したこと等により、前事業年度末と比べて158,700千円増加し3,776,726千円となりました。

負債合計は前事業年度末と比べて199,287千円増加し5,353,223千円となりました。流動負債は、店舗数の増加に伴い、買掛金が36,998千円増加、1年内返済予定の長期借入金が198,412千円増加、未払法人税等が164,005千円増加したこと等により、前事業年度末と比べて281,473千円増加し2,811,621千円となりました。固定負債は、長期借入金が78,142千円減少したこと等により、前事業年度末と比べて82,185千円減少し、2,541,601千円となりました。

純資産は前事業年度末と比べて212,219千円増加し812,310千円となりました。これは、当期純利益212,219千円を計上し利益剰余金が増加したことによるものであります。

第28期第3四半期累計期間（自 平成25年8月1日 至 平成26年4月30日）

当第3四半期累計期間末の総資産は6,656,264千円となり、前事業年度末と比較して490,731千円の増加となりました。これは主に現金及び預金の増加202,223千円及び有形固定資産の増加155,281千円等によるものであります。

当第3四半期累計期間末の負債は5,463,357千円となり、前事業年度末と比較して110,134千円の増加となりました。これは主に前受収益の増加237,751千円等によるものであります。

当第3四半期累計期間末の純資産は1,192,907千円となり、前事業年度末と比較して380,597千円の増加となりました。これは利益剰余金の増加によるものであり、自己資本比率は17.9%となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第27期事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較し123,911千円増加し、1,776,048千円となりました。これは、新規出店等への投資のための支出である投資活動によるキャッシュ・フロー694,257千円と借入金の返済等のための支出である財務活動によるキャッシュ・フロー325,993千円を上回る営業活動によるキャッシュ・フロー1,144,162千円を獲得したことによるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、個人消費支出における選別化、弁当・惣菜等の中食市場の成長により、外食市場全体が縮小すること、他社との価格競合状況が激化し、当社の出店条件に合致する候補地の契約が締結できない等の理由で、新規出店が計画どおり遂行出来ない事態等が挙げられます。

当社におきましては、店舗開発部による出店候補地情報の収集を継続して行い、より一層のマーケティング調査の強化や出店場所の検討内容の充実により、他の外食企業との差別化を図りお客様満足度の向上に努め、持続的な成長性の維持と収益基盤の強化を図る方針であります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当事業年度におけるわが国経済は、平成24年12月の政権交代をきっかけにデフレ脱却への期待感が高まりつつありますが、近隣諸国間における日本の領土・領海問題、欧州債務危機の長期化、電気料金の値上げ等の要因もあいまって先行き不透明な状況で推移してまいりました。

外食業界におきましては、消費者の食の安全性及び消費増税への関心がより一層高まる中、企業間の価格やサービスの競争激化に加え、天候不順等により引き続き厳しい経営状況が続いており、総じて予断を許さない状況であります。

こうした状況の中で、当社の強みである「価格力」・「商品力」を集約した「ブランド力」を確立させることにより既存店の収益性を、ドミナントによる特定地域に集中した新規出店を行うことにより認知度をそれぞれ向上することにより企業価値を高め、より一層の会社の成長性と永続性を実現することを目指してまいります。また、社会の公器として本来の株式会社機能を最大限に発揮するため、成長し続ける信頼される経営体制の構築を重点課題として掲げ、積極的に取り組んでまいります。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第27期事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

当事業年度の設備投資につきましては、20店舗の新規出店等を実施し、その設備投資総額は676,219千円となりました。重要な設備の除却または売却はありません。

なお、当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

第28期第3四半期累計期間（自 平成25年8月1日 至 平成26年4月30日）

当第3四半期累計期間の設備投資につきましては、16店舗の新規出店等を実施し、その設備投資総額は581,246千円となりました。重要な設備の除却または売却はありません。

なお、当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

平成25年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (千円)	機械及び装置 車両運搬具 (千円)	工具、 器具及び備品 (千円)	リース 資産 (千円)	無形 固定資産 (千円)	合計 (千円)	
本社及び工場 (大阪府大阪市浪速区)	事務所設備等	67,473	8,516	4,148	2,614	5,513	88,266	49 (2)
鳥貴族桃谷店他32店 (大阪府)	営業用店舗設備	203,852	—	6,510	39,046	—	249,409	55 (218)
鳥貴族西大路店他15店 (京都府)	営業用店舗設備	164,935	647	2,683	33,372	—	201,638	22 (106)
鳥貴族阪急三宮駅前店他12店 (兵庫県)	営業用店舗設備	127,515	—	2,646	23,713	—	153,875	23 (91)
鳥貴族新大宮店他6店 (奈良県)	営業用店舗設備	63,080	—	895	14,464	—	78,440	10 (50)
鳥貴族石山店 (滋賀県)	営業用店舗設備	23,073	—	289	4,666	—	28,029	2 (9)
鳥貴族中野北口店他69店 (東京都)	営業用店舗設備	1,009,873	—	14,992	169,156	—	1,194,022	141 (550)
鳥貴族行徳店他8店 (千葉県)	営業用店舗設備	174,460	—	1,560	27,735	—	203,756	18 (48)
鳥貴族川口店他8店 (埼玉県)	営業用店舗設備	180,146	—	2,946	28,635	—	211,729	14 (57)
鳥貴族錦三袋町店他18店 (愛知県)	営業用店舗設備	298,343	—	3,471	53,853	—	355,668	31 (107)

(注) 1. 帳簿価額のうち「無形固定資産」は、ソフトウェア及び電話加入権であります。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定は含んでおりません。

3. 金額には消費税等を含めておりません。

4. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

5. 上記の他、本社及び工場並びに店舗を賃借しております。

本社及び工場の年間賃借料は15,000千円であり、店舗の年間賃借料は1,006,539千円であります。

### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成26年4月30日現在）

当社の出店計画の主なものは次のとおりであります。なお、当社は「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

#### (1) 重要な設備の新設

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定日		増加能力 (客席数)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手年月	完成年月	
鳥貴族 広尾店	東京都 渋谷区	営業用 店舗設 備	33,591	—	自己資金ま たは借入金	平成26年 4月	平成26年 5月	84
鳥貴族 近江八幡店	滋賀県 近江八幡市	営業用 店舗設 備	31,788	—	自己資金ま たは借入金	平成26年 4月	平成26年 5月	67
鳥貴族 出町柳店	京都市 左京区	営業用 店舗設 備	35,122	3,000	自己資金ま たは借入金	平成26年 5月	平成26年 6月	103
鳥貴族 三軒茶屋すずら ん通り店	東京都 世田谷区	営業用 店舗設 備	40,950	—	自己資金ま たは借入金	平成26年 5月	平成26年 6月	73
鳥貴族 木屋町通店	京都市 中京区	営業用 店舗設 備	35,400	—	自己資金ま たは借入金	平成26年 5月	平成26年 7月	64
平成26年7月期 出店予定2店舗	—	営業用 店舗設 備	70,000	—	自己資金ま たは借入金	平成26年 5月以降	平成26年 7月まで	(注) 3
平成27年7月期 出店予定40店舗	—	営業用 店舗設 備	1,400,000	—	自己資金、 借入金また は増資資金	平成26年 8月以降	平成27年 7月まで	(注) 3
合計			1,646,853	3,000				(注) 3

(注) 1. 金額の中には差入保証金が含まれております。

2. 上記金額に、消費税等は含まれておりません。

3. 現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。

#### (2) 重要な設備の改修

重要な設備の改修の計画はありません。

#### (3) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,141,200
計	5,141,200

(注) 平成26年2月28日開催の取締役会決議により、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ったことに伴い、同日付で定款変更を行い、発行可能株式総数は5,141,200株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,285,300	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	1,285,300	—	—

(注) 平成26年2月28日開催の取締役会決議により、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。この株式分割により、発行数が1,285,300株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成21年7月10日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,130	1,130
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,130(注)1 (注)6	113,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,000(注)2	160
新株予約権の行使期間	自平成23年7月11日 至平成31年7月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,000 資本組入額 8,000	発行価格 160 資本組入額 80
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定、質入れその他一切の処分を認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 平成21年7月10日開催の臨時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じた1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的範囲内で株式数を調整することができます。

2. 決議日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社の本項に定める行使価額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する、以下本項において同じ)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを必要としております。但し、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めておりません。
- (3) その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによっております。

### 4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

### 5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとしております。

#### (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

#### (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

#### (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

#### (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

#### (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

### 6. 平成26年3月24日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

②平成23年7月1日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	155	155
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	155(注)1 (注)6	15,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	91,000(注)2	910
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月27日 至 平成33年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 91,000 資本組入額 45,500	発行価格 910 資本組入額 455
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定、質入れその他一切の処分を認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 平成23年7月1日開催の臨時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じた1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的範囲内で株式数を調整することができます。

2. 決議日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社の本項に定める行使価額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する、以下本項において同じ)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。

### 3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを必要としております。但し、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権の相続はこれを認めておりません。
- (3) その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによっております。

### 4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

### 5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとしております。

#### (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

#### (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

#### (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

#### (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

#### (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

### 6. 平成26年3月24日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

③平成25年12月10日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成25年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	285
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	28,500(注)1 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,000(注)2
新株予約権の行使期間	—	自平成27年12月18日 至平成35年12月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	— —	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡、担保権の設定、質入れその他一切の処分を認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)5

(注) 1. 平成25年12月10日開催の臨時株主総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じた1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的範囲内で株式数を調整することができます。

2. 決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社の本項に定める行使価額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する、以下本項において同じ)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件などを勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができます。



### 3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを必要としております。但し、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

(2) 新株予約権の相続はこれを認めておりません。

(3) その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによっております。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付については、次のとおりであります。

当社が組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとしております。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 平成26年3月24日付で、普通株式1株を100株に分割しております。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年7月9日 (注) 1	9,800	10,000	—	10,000	—	—
平成21年7月30日 (注) 2	1,704	11,704	13,632	23,632	13,632	13,632
平成22年7月30日 (注) 3	331	12,035	14,233	37,865	14,233	27,865
平成23年7月26日 (注) 4	618	12,653	28,119	65,984	28,119	55,984
平成24年6月15日 (注) 5	200	12,853	9,100	75,084	9,100	65,084
平成26年3月24日 (注) 6	1,272,447	1,285,300	—	75,084	—	65,084

- (注) 1. 株式分割 (1 : 50) によるものであります。  
 2. 有償第三者割当  
 割当先 当社役員・従業員18名、当社従業員持株会  
 発行価格 16,000円  
 資本組入額 8,000円  
 3. 有償第三者割当  
 割当先 サントリービア&スピリッツ株式会社、コカ・コーラウエスト株式会社、宝酒造株式会社、  
 当社従業員持株会  
 発行価格 86,000円  
 資本組入額 43,000円  
 4. 有償第三者割当  
 割当先 近畿大阪2号投資事業組合、当社従業員持株会、(株)近畿大阪銀行、他7社  
 発行価格 91,000円  
 資本組入額 45,500円  
 5. 有償第三者割当  
 割当先 麒麟麦酒(株)  
 発行価格 91,000円  
 資本組入額 45,500円  
 6. 株式分割 (1 : 100) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成26年4月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	7	—	—	25	33	—
所有株式数 (単元)	—	100	—	2,464	—	—	10,289	12,853	—
所有株式数の割 合 (%)	—	0.8	—	19.2	—	—	80.0	100.0	—

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成26年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,285,300	12,853	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,285,300	—	—
総株主の議決権	—	12,853	—

## ② 【自己株式等】

平成26年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき決議されたものであり、その内容は、次のとおりであります。

① 平成21年7月10日開催の臨時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成21年7月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社従業員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職による権利の喪失及び取締役への就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名当社従業員11名となっております。

② 平成23年7月1日開催の臨時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成23年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③ 平成25年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成25年12月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社従業員 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しております。一方で、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため無配を継続してまいりました。

今後におきましては、毎期の業績、財政状況を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。具体的には、店舗の新設及び改装費のほか、今後の事業展開のための人材の育成など、将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用しつつ、より一層の財務体質強化にも努める所存であります。

当社の剰余金の配当は、中間及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。なお、当社は、取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。



## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	大倉 忠司	昭和35年2月4日生	昭和57年11月 やきとり道場入社 昭和61年9月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 2	750,000
専務取締役	営業本部 シニアディレクター	中西 卓己	昭和38年10月5日生	昭和62年4月 株式会社近畿ハイム入社 昭和63年11月 当社入社 平成元年5月 当社 取締役就任営業部長 平成3年4月 当社 専務取締役就任営業本部長 平成21年8月 当社 専務取締役管理本部長 平成22年12月 当社 専務取締役営業本部長 平成25年11月 当社 専務取締役営業本部シニアディレクター (現任)	(注) 2	30,000
常務取締役	商品部 ディレクター	青木 繁則	昭和40年1月9日生	昭和62年4月 当社入社 平成元年5月 当社 取締役就任商品開発本部長 平成21年8月 当社 常務取締役就任開発部部长 平成24年11月 当社 常務取締役商品部部长 平成25年11月 当社 常務取締役商品部ディレクター (現任)	(注) 2	25,000
取締役	管理部 ディレクター	道下 聡	昭和52年1月14日生	平成16年4月 税理士法人廣木会計社入社 平成19年7月 当社入社 平成22年8月 当社 管理部部長兼管理課課長 平成22年12月 当社 取締役就任管理部部長 平成25年11月 当社 取締役管理部ディレクター (現任)	(注) 2	3,100
取締役	人財部 ディレクター	山下 陽	昭和51年9月13日生	平成12年4月 当社入社 平成20年1月 当社 関東エリア統括マネージャー 平成22年6月 当社 常勤監査役就任 平成24年10月 当社 取締役就任人事部部長 平成25年11月 当社 取締役人財部ディレクター (現任)	(注) 2	6,500
常勤監査役	—	原田 雅彦	昭和28年10月16日生	平成23年2月 株式会社ホック入社 平成24年1月 当社 入社 平成24年4月 当社 常勤監査役就任 (現任)	(注) 3	—
監査役	—	石井 義人	昭和34年4月22日生	平成6年4月 石井義人法律事務所開設 (現任) 平成22年10月 当社 監査役就任 (現任)	(注) 3	—
監査役	—	疋田 実	昭和32年3月11日生	平成6年9月 疋田公認会計士事務所開設 (現任) 平成23年10月 当社 監査役就任 (現任)	(注) 3	—
計						814,600

(注) 1 監査役のうち、石井 義人及び疋田 実は、社外監査役であります。

2 平成26年3月開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

3 平成26年3月開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「焼鳥屋で世の中を明るくしたい」という「鳥貴族のうぬぼれ」を、創業以来の変わらない「永遠の理念」とし、そして「外食産業の社会的地位向上」に貢献することを、「永遠の使命」と位置付け、さらには、永続する「永遠の会社」となることを目的としております。

このために、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄及び、経営戦略の策定や経営の意思決定を通じた企業価値の最大化を目指しております。コーポレート・ガバナンスの遵守は、これらを達成する上で重要な事項と考えております。

透明かつ公正な経営を最優先に考え、様々な観点からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指すべく、今後も株主総会の充実をはじめ、取締役会の活性化、監査役の監査機能の強化及び積極的な情報開示に取り組んでまいります。

#### ①企業統治の体制

当社は、監査役設置会社の形態を採用し、独立性の高い複数の社外監査役を選任するとともに、監査役の機能を強化することで、当社における業務執行に対する管理・監督機能の充実を図っております。

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、社内の統治体制の構築ためコンプライアンス委員会を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

当社の各機関の内容は以下のとおりであります。

##### (取締役会)

当社の取締役会は、社内取締役5名により構成され、経営方針の策定、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されております。原則として、毎月2回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、経営に対する牽制機能を果たすべく、監査役が取締役会へ出席しております。

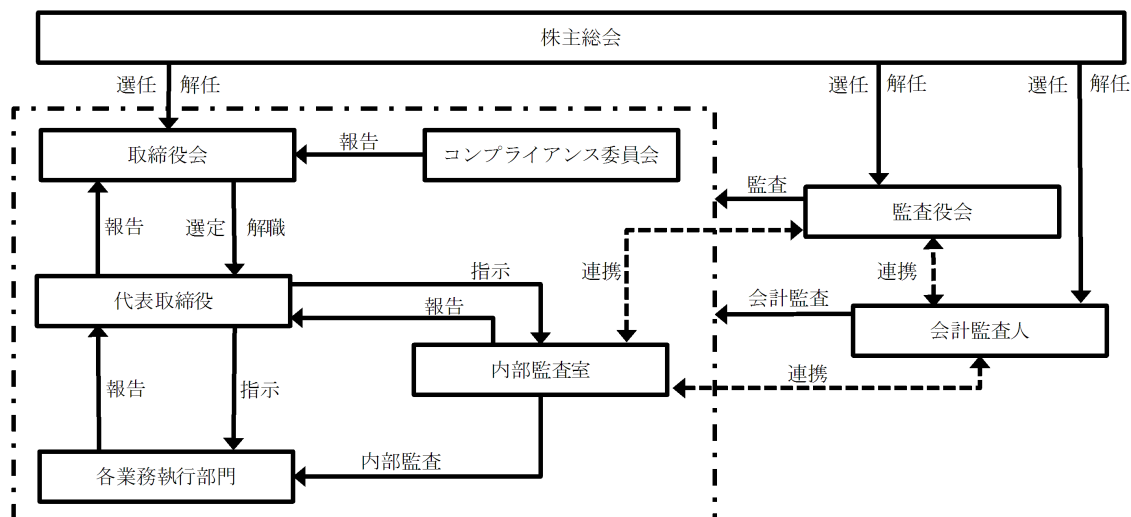
##### (監査役会)

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、原則として毎月1回開催されております。監査役監査につきましては、全員が株主総会、取締役会への出席や、取締役及び従業員からの報告收受など法律上の権利行使を行うほか、常勤監査役は、重要な経営会議への出席や各部署への往査など実効性のあるモニタリングに取り組むことで、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、社外監査役は、弁護士及び公認会計士であり、職業倫理の観点より経営監視を実施しております。

##### (コンプライアンス委員会)

管理部をコンプライアンスの統括部署として、管理部、営業本部及び内部監査室を中心に構成されたコンプライアンス委員会を原則として3ヵ月に1回開催し、役員員に対する教育研修体制を構築するとともに、食品衛生法・金融商品取引法・会社法などをはじめとする諸法令等に対する全従業員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行っております。また、様々なリスクを想定し未然に対処できるような組織体制の構築・リスク分析並びに対策に努めております。

当社の機関、経営管理体制及び内部統制の仕組みは以下のとおりであります。



② 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制は以下のとおりです。

- (a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」、「経営理念」を制定し、役職員はこれを遵守する。
  - ・ 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うと共に、取締役から業務執行に関し報告を受ける。
  - ・ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役会議事録、株主総会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
  - ・ 文書管理部署である管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。
- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 定時取締役会を毎月2回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - ・ 取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各役員に伝達する。また、社長は各役員に経営の現状を説明し、各役員は各部門の業務執行状況を報告する。
  - ・ 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程や業務分掌規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- (d) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 代表取締役社長及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ・ 監査役は、取締役を始め、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
  - ・ 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。
- (e) 財務報告の適正性を確保するための体制
  - ・ 財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室2名は年間の業務監査計画に基づいて監査を実施しており、業務の適正な運営・改善・遵法意識等の向上を図っております。

監査役監査は、常勤監査役1名、社外監査役2名にて構成しており、経営全般に係る監視を継続的に行っております。また、常勤監査役は、取締役会のほか各種重要な会議についても出席するなど、経営及び業務執行に係る監視を実施しております。なお、社外監査役の疋田実氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は内部監査室、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど有機的に連携しております。

④ 会計監査の状況

当社は有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任し、監査契約に基づいて定期的な会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

(a) 当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	近藤 康仁	有限責任 あずさ監査法人
	三宅 潔	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

(b) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 13名                      その他 7名

⑤ 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的・中立的な立場での経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。しかしながら、今後は、経営の透明性及び公正性をさらに強化するため、少数株主の立場に近い社外取締役を選任することが必要であると考えており、直近に開催される株主総会において社外取締役候補の選任議案を提出すべく準備を進めております。

社外監査役である石井義人氏及び疋田実氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、当社の事業関係における業務執行者にも該当しておりません。

当社は、社外監査役に対し、様々な分野における専門的な知見を活かし、客観的かつ中立的な立場から取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を発揮することを期待しており、実質的な中立性及び独立性を有する者の中から選任することとしております。社外監査役疋田実氏は、公認会計士として長年培われた専門的な税務及び会計に関する知識と、経営に関する高い見識を当社の監査体制に反映するため、社外監査役に選任しております。社外監査役石井義人氏は、弁護士として長年培われた専門的な法律全般に関する知識と、経営に関する高い見識を当社の監査体制に反映するため、社外監査役に選任しております。

社外監査役はこれらの専門性を活かし、客観的、中立的な立場から経営全般を監視・監査すると共に、内部監査部門と連携し、必要に応じて業務監査にも参画しております。また、代表取締役との随時の会合により、経営全般の意見交換を実施しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を明確に定めたものはございません。しかしながら、社外取締役及び社外監査役の選任に際しましては、十分な見識及び専門的な知識を有しており、当社から独立した立場から客観的な意見を述べていただけるかという点を重視して個別に判断しております。

⑥ 社外役員と内部統制部門との連携

当社は社外取締役は選定しておりませんが、社外監査役2名を選任しております。当該社外監査役と内部統制部門との連携につきましては、社外監査役の求めに応じて聴取を受ける、法定開示資料等を事前に社外監査役へ提出する、及び、取締役会の参考資料を事前に配布する等の情報提供を行っております。なお、当社における内部統制部門とは、主に管理部の下位組織である経理課、財務課、総務課及び情報システム課を指します。

⑦ リスク管理体制の整備の状況

当社では、コンプライアンス、衛生管理、品質、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署がリスク分析・再発防止策等の対策を検討し、人事部が中心となり研修の実施等を行っております。組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応については管理部が責任部署となり、リスクを網羅的・総括的に管理し、リスクマネジメントを効率的に行うとともに整備及び推進を行っております。また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めて対応しております。

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、反社会的勢力と一切の関係を断絶することを基本方針とし、コンプライアンス精神を養い浸透させるために、会社、役員及び従業員一同が、顧客、取引先、株主等に対し、行動の基本とすることを確認し遵守のうえ、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努めております。

⑧ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	111,210	108,210	3,000	6
監査役 (社外監査役を除く)	10,640	10,140	500	2
社外役員	5,400	5,400	—	2

(注) 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。

ロ. 当社は使用人分給与を支給している兼務役員はおりませんので記載を省略しております。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、各取締役の報酬額は、取締役会の決議により、役割、業績等を勘案のうえ決定し、各監査役の報酬額は監査役会において決定されます。

⑨ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役 (取締役であった者を含む。) 及び監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役または社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。なお、当社と社外監査役は、同規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役もしくは社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑪ 会計監査人との責任限定契約の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現在、当該契約は締結しておりません。

⑫ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
1銘柄 500千円

⑬ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

⑭ 取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑮ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

当社の代表取締役社長である大倉忠司は支配株主に該当しております。当該支配株主との間に取引が発生する場合には、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提として判断する方針であり、少数株主の権利を保護するよう努めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
19,000	11,200	18,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、上場申請書類作成の指導・助言業務等に対するものであります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきましては、監査公認会計士等より提示された監査に要する業務時間等の見積資料に基づき、監査公認会計士等との協議を経て報酬額を決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成23年8月1日から平成24年7月31日まで）及び当事業年度（平成24年8月1日から平成25年7月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年2月1日から平成26年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年8月1日から平成26年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等主催の各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,632,285	1,720,278
預け金	108,938	158,078
売掛金	67,447	76,959
商品及び製品	60,290	54,431
原材料及び貯蔵品	13,169	10,684
前払費用	84,156	96,692
繰延税金資産	64,969	133,424
未収入金	100,970	135,848
その他	5,104	3,995
貸倒引当金	△1,332	△1,584
流動資産合計	2,135,999	2,388,807
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,473,575	4,036,647
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,205,716	△1,720,985
建物（純額）	2,267,858	2,315,662
機械及び装置	25,641	25,641
減価償却累計額	△12,433	△16,567
機械及び装置（純額）	13,207	9,073
車両運搬具	1,661	1,661
減価償却累計額	△1,519	△1,571
車両運搬具（純額）	142	90
工具、器具及び備品	232,752	245,805
減価償却累計額及び減損損失累計額	△175,066	△205,328
工具、器具及び備品（純額）	57,686	40,477
リース資産	610,035	757,430
減価償却累計額及び減損損失累計額	△208,348	△359,727
リース資産（純額）	401,687	397,703
建設仮勘定	25,849	9,935
有形固定資産合計	2,766,432	2,772,942
無形固定資産		
ソフトウェア	6,674	5,869
その他	714	714
無形固定資産合計	7,388	6,584
投資その他の資産		
投資有価証券	500	500
出資金	38	38
従業員に対する長期貸付金	905	277
長期前払費用	80,176	64,087
繰延税金資産	70,721	131,409
長期未収入金	—	11,157
差入保証金	657,037	752,210
その他	34,834	48,679
貸倒引当金	△9	△11,159
投資その他の資産合計	844,204	997,200
固定資産合計	3,618,025	3,776,726
資産合計	5,754,025	6,165,533



(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	378,871	415,870
短期借入金	300,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※2 772,447	※2 970,859
リース債務	121,439	155,693
未払金	465,229	499,893
設備関係未払金	58,921	29,970
未払費用	45,750	65,242
未払法人税等	72,630	236,636
未払消費税等	38,307	78,451
預り金	13,839	16,199
前受収益	148,598	123,686
賞与引当金	113,349	213,831
役員賞与引当金	—	3,500
資産除去債務	—	1,675
その他	762	110
流動負債合計	2,530,147	2,811,621
固定負債		
長期借入金	※2 1,817,499	※2 1,739,357
リース債務	297,432	297,929
長期前受収益	180,154	102,684
退職給付引当金	—	16,869
資産除去債務	326,702	382,762
その他	2,000	2,000
固定負債合計	2,623,787	2,541,601
負債合計	5,153,935	5,353,223
純資産の部		
株主資本		
資本金	75,084	75,084
資本剰余金		
資本準備金	65,084	65,084
資本剰余金合計	65,084	65,084
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	459,922	672,142
利益剰余金合計	459,922	672,142
株主資本合計	600,090	812,310
純資産合計	600,090	812,310
負債純資産合計	5,754,025	6,165,533

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(平成26年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,922,501
売掛金	95,994
商品及び製品	63,972
原材料及び貯蔵品	12,287
その他	575,559
貸倒引当金	△2,360
流動資産合計	2,667,955
固定資産	
有形固定資産	
建物	
建物（純額）	2,500,146
その他	
その他（純額）	428,077
有形固定資産合計	2,928,223
無形固定資産	
23,330	
投資その他の資産	
差入保証金	788,420
その他	257,980
貸倒引当金	△9,646
投資その他の資産合計	1,036,754
固定資産合計	3,988,309
資産合計	6,656,264
負債の部	
流動負債	
買掛金	506,499
1年内返済予定の長期借入金	969,773
未払金	631,904
未払法人税等	82,137
賞与引当金	72,905
その他	709,061
流動負債合計	2,972,280
固定負債	
長期借入金	1,629,833
退職給付引当金	20,853
資産除去債務	438,289
その他	402,100
固定負債合計	2,491,076
負債合計	5,463,357

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(平成26年4月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	75,084
資本剰余金	65,084
利益剰余金	1,052,739
株主資本合計	1,192,907
純資産合計	1,192,907
負債純資産合計	6,656,264

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
売上高	10,848,637	12,864,297
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	43,480	60,290
当期商品仕入高	3,602,164	4,172,383
当期製品製造原価	94,005	93,153
合計	3,739,651	4,325,827
商品及び製品期末たな卸高	60,290	54,431
売上原価合計	3,679,361	4,271,395
売上総利益	7,169,276	8,592,901
販売費及び一般管理費	※1 7,038,654	※1 8,200,413
営業利益	130,621	392,488
営業外収益		
受取利息	196	177
協賛金収入	139,932	148,921
その他	7,405	16,160
営業外収益合計	147,534	165,258
営業外費用		
支払利息	45,741	50,464
支払手数料	32,903	10,671
その他	3,299	4,233
営業外費用合計	81,944	65,369
経常利益	196,211	492,378
特別損失		
固定資産除却損	※2 165	※2 7
減損損失	※3 32,255	※3 107,787
特別損失合計	32,420	107,794
税引前当期純利益	163,791	384,583
法人税、住民税及び事業税	128,422	301,505
法人税等調整額	△27,884	△129,142
法人税等合計	100,538	172,363
当期純利益	63,252	212,219

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)		当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 原材料費		45,555	48.5	46,251	49.7
II 労務費		23,299	24.8	24,313	26.1
III 経費	※1	25,151	26.7	22,589	24.2
当期総製造費用		94,005	100.0	93,153	100.0
合計		94,005		93,153	
当期製品製造原価		94,005		93,153	

原価計算の方法

実際原価に基づく総合原価計算を採用しております。なお、仕掛品はありません。

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
消耗品費 (千円)	6,587	6,691
地代家賃 (千円)	3,750	3,750
減価償却費 (千円)	11,584	8,746

【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成25年8月1日 至 平成26年4月30日)
売上高	10,696,267
売上原価	3,536,807
売上総利益	7,159,460
販売費及び一般管理費	6,590,090
営業利益	569,370
営業外収益	
受取利息	159
協賛金収入	134,279
その他	13,135
営業外収益合計	147,575
営業外費用	
支払利息	33,431
支払手数料	9,652
その他	5,215
営業外費用合計	48,300
経常利益	668,645
特別損失	
固定資産除却損	1,529
特別損失合計	1,529
税引前四半期純利益	667,115
法人税、住民税及び事業税	210,785
法人税等調整額	75,732
法人税等合計	286,518
四半期純利益	380,597

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	65,984	75,084
当期変動額		
新株の発行	9,100	—
当期変動額合計	9,100	—
当期末残高	75,084	75,084
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	55,984	65,084
当期変動額		
新株の発行	9,100	—
当期変動額合計	9,100	—
当期末残高	65,084	65,084
資本剰余金合計		
当期首残高	55,984	65,084
当期変動額		
新株の発行	9,100	—
当期変動額合計	9,100	—
当期末残高	65,084	65,084
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	396,669	459,922
当期変動額		
当期純利益	63,252	212,219
当期変動額合計	63,252	212,219
当期末残高	459,922	672,142
利益剰余金合計		
当期首残高	396,669	459,922
当期変動額		
当期純利益	63,252	212,219
当期変動額合計	63,252	212,219
当期末残高	459,922	672,142
株主資本合計		
当期首残高	518,637	600,090
当期変動額		
新株の発行	18,200	—
当期純利益	63,252	212,219
当期変動額合計	81,452	212,219
当期末残高	600,090	812,310
純資産合計		
当期首残高	518,637	600,090
当期変動額		
新株の発行	18,200	—
当期純利益	63,252	212,219
当期変動額合計	81,452	212,219
当期末残高	600,090	812,310

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	163,791	384,583
減価償却費	573,850	647,431
減損損失	32,255	107,787
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	368	11,403
賞与引当金の増減額 (△は減少)	26,449	100,482
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	3,500
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	—	16,869
受取利息及び受取配当金	△196	△177
支払利息	45,741	50,464
固定資産除却損	165	7
売上債権の増減額 (△は増加)	△21,071	△9,511
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△18,174	8,343
未収入金の増減額 (△は増加)	△15,685	△34,877
仕入債務の増減額 (△は減少)	69,303	36,998
未払金の増減額 (△は減少)	113,371	34,663
前受収益の増減額 (△は減少)	15,018	△24,911
長期前受収益の増減額 (△は減少)	△73,557	△77,470
その他	19,074	64,850
小計	930,704	1,320,436
利息及び配当金の受取額	196	177
利息の支払額	△44,941	△50,229
法人税等の支払額	△146,706	△126,222
営業活動によるキャッシュ・フロー	739,252	1,144,162
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△14,225	△13,220
有形固定資産の取得による支出	△870,388	△538,434
無形固定資産の取得による支出	△2,060	△1,620
権利金の取得による支出	△45,105	△27,179
差入保証金の差入による支出	△138,940	△100,942
差入保証金の回収による収入	2,684	368
保険積立金の積立による支出	△10,516	△12,952
資産除去債務の履行による支出	△269	—
その他	598	△276
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,078,222	△694,257
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	300,000	△300,000
長期借入れによる収入	1,248,000	1,108,000
長期借入金の返済による支出	△763,748	△987,730
リース債務の返済による支出	△100,444	△135,591
株式の発行による収入	18,200	—
その他	△33,685	△10,671
財務活動によるキャッシュ・フロー	668,322	△325,993
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	329,352	123,911
現金及び現金同等物の期首残高	1,322,784	1,652,136
現金及び現金同等物の期末残高	* 1,652,136	* 1,776,048



## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 製品、原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

但し、店舗食材については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 5～6年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引の開始日が平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

### 4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

#### 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 製品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

但し、店舗食材については最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 5～6年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引の開始日が平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### 4. 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が3,197千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,197千円増加しております。

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、  
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び  
「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

当事業年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

(退職給付引当金)

当社は、退職給付債務の算定にあたり、前事業年度までは簡便法によっていましたが、当事業年度末より原則法による計算方法に変更しております。この変更は、従業員数の増加による退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものです。

この変更に伴い、当事業年度末における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額を販売費及び一般管理費に16,869千円計上しております。これにより、従来の方法に比べて営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ16,869千円減少しております。

(追加情報)

前事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

当事業年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、出店に関する設備投資資金の機動的な確保及び運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年7月31日)	当事業年度 (平成25年7月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	2,200,000千円	1,700,000千円
借入実行残高	1,340,000	262,000
差引額	860,000	1,438,000

- ※2 貸出コミットメント契約及び一部の借入金につきましては、各事業年度における貸借対照表の純資産の部の金額及び損益計算書の営業損益及び経常損益の状態等を基準とする財務制限条項が付されております。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度90%、当事業年度87%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度10%、当事業年度13%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
給与手当	1,150,850千円	1,395,625千円
雑給	2,423,354	2,641,949
水道光熱費	362,725	475,344
地代家賃	872,831	1,039,356
減価償却費	562,266	638,684
賞与引当金繰入額	111,573	212,085
貸倒引当金繰入額	368	11,403

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
工具、器具及び備品	165千円	7千円



※3 減損損失

前事業年度（自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都文京区	店舗	建物及びその他
大阪市淀川区	店舗	建物及びその他
大阪市中央区	店舗	建物及びその他
名古屋市千種区	店舗	建物及びその他

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位として資産のグループングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（32,255千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及びその他5,387千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値により回収可能価額を測定する場合の将来キャッシュ・フローの割引率は3.0%であります。

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
大阪市東成区	店舗	建物及びその他
大阪市北区	店舗	建物及びその他
東京都新宿区	店舗	建物及びその他
東京都豊島区	店舗	建物及びその他
東京都千代田区	店舗	建物及びその他
東京都杉並区	店舗	建物及びその他
東京都武蔵野市	店舗	建物及びその他
名古屋市千種区	店舗	建物及びその他
神戸市長田区	店舗	建物及びその他

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位として資産のグループングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉鎖の意思決定を行った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（107,787千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物86,763千円及びその他21,024千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについては、使用価値により測定しており、使用価値により回収可能価額を測定する場合の将来キャッシュ・フローの割引率は2.35%であります。また、閉鎖の意思決定を行った資産グループについては、除却予定であるため、処分価額を零として算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	12,653	200	—	12,853
合計	12,653	200	—	12,853
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、平成24年6月15日を払込期日とする第三者割当による新株発行によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,853	—	—	12,853
合計	12,853	—	—	12,853
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月 31 日)
現金及び預金	1,632,285千円	1,720,278千円
預け金	108,938	158,078
計	1,741,224	1,878,356
預入期間が3か月を超える定期預金	△89,087	△102,307
現金及び現金同等物	1,652,136	1,776,048

## 重要な非資金取引の内容

## 1. ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月 31 日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	210,581千円	147,822千円

## 2. 資産除去債務

	前事業年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成25年 7 月 31 日)
新たに計上した重要な資産除去債務の額	77,574千円	49,890千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として店舗における厨房機器等(工具、器具及び備品)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	当事業年度(平成24年7月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	140,733	130,019	1,463	9,249
その他	1,491	1,441	—	49
合計	142,225	131,461	1,463	9,299

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	当事業年度 (平成24年7月31日)
未経過リース料期末残高相当額	
1年内	11,075
1年超	—
合計	11,075
リース資産減損勘定残高	762

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)
支払リース料	31,824
リース資産減損勘定の取崩額	4,480
減価償却費相当額	29,706
支払利息相当額	1,356

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として店舗における厨房機器等（工具、器具及び備品）であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額  
該当事項はありません。
- (2) 未経過リース料期末残高相当額等  
該当事項はありません。
- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額  
(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
支払リース料	10,979
リース資産減損勘定の取崩額	762
減価償却費相当額	9,052
支払利息相当額	182

- (4) 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (5) 利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金については、債権管理規程に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金は、主に賃借店舗の敷金・保証金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部が主要な賃貸人の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、未払金及び設備関係未払金は、主に1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は原則として5年以内であります。

変動金利による借入は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に実行できなくなるリスク)について、当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保することで、流動性リスクを管理しております。また、新規出店等にかかる設備資金の機動的な確保のため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結することにより、流動性リスクを軽減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,632,285	1,632,285	—
(2) 預け金	108,938	108,938	—
(3) 売掛金	67,447	67,447	—
(4) 未収入金	100,970	100,970	—
(5) 差入保証金	657,037	568,891	△88,145
資産計	2,566,679	2,478,533	△88,145
(1) 買掛金	378,871	378,871	—
(2) 短期借入金	300,000	300,000	—
(3) 未払金	465,229	465,229	—
(4) 設備関係未払金	58,921	58,921	—
(5) 長期借入金(※)	2,589,946	2,589,899	△46
(6) リース債務(※)	418,872	429,238	10,366
負債計	4,211,840	4,222,160	10,319

(※) 長期借入金、リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、一定期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 設備関係未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) リース債務

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,632,285	—	—	—
預け金	108,938	—	—	—
売掛金	67,447	—	—	—
未収入金	100,970	—	—	—
差入保証金	3,623	5,850	132,821	514,742
合計	1,913,265	5,850	132,821	514,742

(注) 3. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	772,447	774,563	605,558	365,692	71,686	—
リース債務	121,439	118,900	96,115	64,455	17,960	—
合計	893,886	893,463	701,673	430,147	89,646	—

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金については、債権管理規程に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金は、主に賃借店舗の敷金・保証金であり、貸貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部が主要な貸貸人の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、未払金及び設備関係未払金は、主に1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は原則として5年以内であります。

変動金利による借入は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に実行できなくなるリスク）について、当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保することで、流動性リスクを管理しております。また、新規出店等にかかる設備資金の機動的な確保のため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結することにより、流動性リスクを軽減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,720,278	1,720,278	—
(2) 預け金	158,078	158,078	—
(3) 売掛金	76,959	76,959	—
(4) 未収入金	135,848	135,848	—
(5) 差入保証金	752,210	658,157	△94,053
資産計	2,843,374	2,749,320	△94,053
(1) 買掛金	415,870	415,870	—
(2) 未払金	499,893	499,893	—
(3) 設備関係未払金	29,970	29,970	—
(4) 長期借入金 (※)	2,710,216	2,709,108	△1,107
(5) リース債務 (※)	453,622	460,628	7,005
負債計	4,109,573	4,115,472	5,898

(※) 長期借入金、リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。



(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、一定期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 設備関係未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (5) リース債務

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,720,278	—	—	—
預け金	158,078	—	—	—
売掛金	76,959	—	—	—
未収入金	135,848	—	—	—
差入保証金	3,264	16,850	184,376	547,720
合計	2,094,427	16,850	184,376	547,720

(注) 3. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	970,859	826,567	596,844	240,838	67,708	7,400
リース債務	155,693	132,087	99,777	50,523	15,540	—
合計	1,126,552	958,654	696,621	291,361	83,248	7,400

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、特定退職金共済制度への加入及び確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務はありません。なお、退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)
特定退職金共済掛金 (千円)	1,392

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

給付債務の算定にあたり、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、特定退職金共済制度への加入及び確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度 (平成25年7月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	△16,869
(2) 退職給付引当金 (千円)	△16,869

(注) 当社は当事業年度末から退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
退職給付費用 (千円)	18,593
(1) 原則法への変更による費用処理額 (千円)	16,869
(2) 特定退職金共済掛金 (千円)	1,724

(注) 原則法への変更による費用処理額は、当社が退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法へ変更を行ったことにより生じたものであり、販売費及び一般管理費として一括費用処理しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
2.0%

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 1名 当社従業員 10名	当社従業員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,130株	普通株式 155株
付与日	平成21年7月30日	平成23年7月26日
権利確定条件	新株予約権者は権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。 その他条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によります。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成23年7月11日から 平成31年7月10日まで	平成25年7月27日から 平成33年7月26日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成21年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	155
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	155
権利確定後 (株)		
前事業年度末	1,130	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	1,130	—

② 単価情報

	平成21年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	16,000	91,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成21年ストック・オプション及び平成23年ストック・オプションの公正な評価単価は未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、平成21年ストック・オプションについては純資産方式、平成23年ストック・オプションについては類似会社方式に基づき算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 84,750千円
- ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの  
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 11名	当社従業員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,130株	普通株式 155株
付与日	平成21年7月30日	平成23年7月26日
権利確定条件	<p>新株予約権者は権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>その他条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によります。</p>	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成23年7月11日から 平成31年7月10日まで	平成25年7月27日から 平成33年7月26日まで

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成21年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	155
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	155
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	1,130	—
権利確定	—	155
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	1,130	155

② 単価情報

	平成21年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	16,000	91,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成21年ストック・オプション及び平成23年ストック・オプションの公正な評価単価は未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、平成21年ストック・オプションについては純資産方式、平成23年ストック・オプションについては類似会社方式に基づき算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

- |   |          |
|---|----------|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額                               | 84,750千円 |
| ② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの<br>権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円      |

(税効果会計関係)

前事業年度(平成24年7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成24年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,453千円
賞与引当金	44,640
未払費用	11,434
減損損失	25,447
資産除去債務	121,098
その他	5,469
繰延税金資産合計	212,543
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△76,852
繰延税金負債合計	△76,852
繰延税金資産の純額	135,691

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成24年7月31日)
法定実効税率	42.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割	10.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	9.2
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	61.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」

(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の42.0%から平成24年8月1日に開始する事業年度から平成26年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については39.4%に、平成27年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、37.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は23,112千円減少(繰延税金負債は8,029千円減少)し、法人税等調整額が15,082千円増加しております。

当事業年度（平成25年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成25年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	25,610千円
賞与引当金	84,213
未払費用	17,449
減損損失	59,103
退職給付債務	6,253
資産除去債務	142,538
その他	10,079
繰延税金資産小計	345,249
評価性引当額	△2,126
繰延税金資産合計	343,122
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△78,288
繰延税金負債合計	△78,288
繰延税金資産の純額	264,833

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成25年7月31日)
法定実効税率	39.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
住民税均等割	5.5
評価性引当額の増加	0.6
その他	△1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.8



(資産除去債務関係)

前事業年度（平成24年7月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社の本社及び営業店舗の一部は不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社及び営業店舗の使用見込期間を取得から主に15年と見積り、割引率は2.0%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	245,851千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	77,574
時の経過による調整額	5,578
資産除去債務の履行による減少額	<u>△2,301</u>
期末残高	<u>326,702</u>

当事業年度（平成25年7月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社の本社及び営業店舗の一部は不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社及び営業店舗の使用見込期間を取得から主に15年と見積り、割引率は1.4%～2.0%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	326,702千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	49,890
時の経過による調整額	<u>7,845</u>
期末残高	<u>384,438</u>

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

前事業年度（自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日）

当社は、「鳥貴族」の単一ブランドで、日本国内において焼鳥店の店舗展開をしており、事業区分は「飲食事業」の単一セグメントとなります。そのため、セグメント情報については、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

当社は、「鳥貴族」の単一ブランドで、日本国内において焼鳥店の店舗展開をしており、事業区分は「飲食事業」の単一セグメントとなります。そのため、セグメント情報については、記載を省略しております。

**【関連情報】**

前事業年度（自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものが存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものが存在しないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前事業年度（自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日）  
当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）  
当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前事業年度（自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）  
該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前事業年度（自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）  
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円) (注) 4	科目	期末残高 (千円)
役員	大倉 忠司	-	-	当社代表 取締役 社長	(被所有) 直接 58.4	-	リース債務 に対する債 務被保証 (注) 1	30,276	-	-
							地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注) 2	-	-	-
役員	中西 卓己	-	-	当社専務 取締役	(被所有) 直接 2.3	-	地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注) 3	-	-	-

- (注) 1. 当社はリース会社に対するリース債務について、代表取締役社長大倉忠司に債務保証を受けております。取引金額については、期末リース債務残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っていません。
2. 当社は店舗の賃借料について、代表取締役社長大倉忠司に債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っていません。店舗の地代家賃支払に対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載していませんが、保証対象店舗の平成23年8月1日より平成24年7月31日に係る消費税等を除く賃借料合計は、210,848千円であります。
3. 当社は店舗の賃借料について、専務取締役中西卓己に債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っていません。店舗の地代家賃支払に対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載していませんが、保証対象店舗の平成23年8月1日より平成24年7月31日に係る消費税等を除く賃借料合計は、10,665千円であります。
4. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大倉 忠司	-	-	当社代表 取締役 社長	(被所有) 直接 58.4	-	地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注) 1	-	-	-
役員	中西 卓己	-	-	当社専務 取締役	(被所有) 直接 2.3	-	地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注) 2	-	-	-

- (注) 1. 当社は店舗の賃借料について、代表取締役社長大倉忠司に債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。店舗の地代家賃支払に対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載しておりませんが、保証対象店舗の平成24年8月1日より平成25年7月31日に係る消費税等を除く賃借料合計は、153,343千円であります。
2. 当社は店舗の賃借料について、専務取締役中西卓己に債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。店舗の地代家賃支払に対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載しておりませんが、保証対象店舗の平成24年8月1日より平成25年7月31日に係る消費税等を除く賃借料合計は、10,665千円であります。
3. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

## (1株当たり情報)

前事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)
1株当たり純資産額	466.89円
1株当たり当期純利益金額	49.89円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成26年2月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年3月24日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 46,688.74円

1株当たり当期純利益金額 4,988.88円

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)
当期純利益金額(千円)	63,252
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	63,252
期中平均株式数(株)	1,267,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数1,285個)。 なお、これについての詳細は(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日）

	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
1株当たり純資産額	632.00円
1株当たり当期純利益金額	165.11円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成26年2月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年3月24日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)
当期純利益金額(千円)	212,219
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	212,219
期中平均株式数(株)	1,285,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数1,285個)。 なお、これについての詳細は(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日)

1. ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当社は、平成25年12月10日開催の臨時株主総会決議、平成25年12月10日開催の臨時取締役会決議及び平成25年12月13日開催の臨時取締役会決議に基づき、当社取締役及び当社従業員に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の付与を次のとおり行っております。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社取締役割当分 普通株式 100株

当社従業員割当分 普通株式 185株

(2) 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

(3) 新株予約権の権利行使価格

1株につき100,000円

(4) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

28,500千円

(5) 新株予約権の行使時の資本組入額

1株につき50,000円

(6) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額の総額

14,250千円

(7) 新株予約権の割当日

平成25年12月17日

(8) 新株予約権の行使期間

当社取締役割当分 平成27年12月18日から平成35年12月10日まで

当社従業員割当分 平成27年12月18日から平成35年12月10日まで

(9) 新株予約権を発行する理由

当社取締役が当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること、また当社従業員が当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることにより当社の健全な成長を図ることを目的としております。

2. 株式分割及び単元株制度の採用について

平成26年2月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株に分割しております。また平成26年3月24日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、定款変更を行い、発行可能株式総数を増加し、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(1) 株式分割方法

平成26年3月24日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式 1,272,447株

(3) 分割後の発行済株式総数

普通株式 1,285,300株

(4) 定款変更後の発行可能株式総数

普通株式 5,141,200株

(5) 単元株制度導入の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。



**【注記事項】**

(追加情報)

平成26年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、平成26年8月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の39.4%から37.1%に変更になります。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成25年8月1日 至 平成26年4月30日)
減価償却費	482,875千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成25年8月1日 至 平成26年4月30日）

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成25年8月1日 至 平成26年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額	296円12銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	380,597
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	380,597
普通株式の期中平均株式数（株）	1,285,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。

2. 当社は、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ⑤【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額及び減損 損失累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,473,575	563,072	—	4,036,647	1,720,985	515,268 (86,763)	2,315,662
機械及び装置	25,641	—	—	25,641	16,567	4,133	9,073
車両運搬具	1,661	—	—	1,661	1,571	51	90
工具、器具及び備品	232,752	13,595	541	245,805	205,328	30,796 (1,281)	40,477
リース資産	610,035	147,822	427	757,430	359,727	151,429 (16,136)	397,703
建設仮勘定	25,849	9,935	25,849	9,935	—	—	9,935
有形固定資産計	4,369,516	734,424	26,818	5,077,122	2,304,180	701,680 (104,181)	2,772,942
無形固定資産							
ソフトウェア	11,840	1,620	—	13,460	7,590	2,424	5,869
その他	714	—	—	714	—	—	714
無形固定資産計	12,554	1,620	—	14,174	7,590	2,424	6,584
長期前払費用	152,626	27,179	—	179,805	115,717	43,268 (3,606)	64,087

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 新規出店店舗 507,259千円

リース資産 新規出店店舗厨房機器等 92,915千円

2. 「当期償却額」欄の( )内は内書で、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	772,447	970,859	1.1	—
1年以内に返済予定のリース債務	121,439	155,693	4.3	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,817,499	1,739,357	1.1	平成26年～平成31年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	297,432	297,929	3.9	平成26年～平成30年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	3,308,818	3,163,838	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	826,567	596,844	240,838	67,708
リース債務	132,087	99,777	50,523	15,540

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,341	12,744	—	1,341	12,744
賞与引当金	113,349	213,831	113,349	—	213,831
役員賞与引当金	—	3,500	—	—	3,500

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約 に伴う原状回復義 務	326,702	57,736	—	384,438

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	140,507
預金	
普通預金	1,470,281
通知預金	7,182
定期預金	85,975
定期積立預金	16,332
小計	1,579,770
合計	1,720,278

## ロ. 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
りそなカード株式会社	52,513
三菱UFJニコス株式会社	6,956
JFFシステムズ株式会社	4,136
トラオム株式会社	3,701
株式会社グラッド	2,395
その他	7,256
合計	76,959

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
67,447	1,543,575	1,534,064	76,959	95.2	17

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品及び製品

品目	金額 (千円)
製品	
焼き鳥タレ	4,480
小計	4,480
商品	
ストラップ等	1,305
小計	1,305
食材	
ドリンク	34,180
フード	14,464
小計	48,644
合計	54,431

ニ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料	
焼き鳥タレ	1,276
小計	1,276
貯蔵品	
店舗消耗品	9,408
小計	9,408
合計	10,684

② 固定資産  
差入保証金

区分	金額 (千円)
店舗	736, 874
事務所	14, 172
その他	1, 164
合計	752, 210

③ 流動負債  
イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社新谷商店	114, 575
尾家産業株式会社	65, 392
株式会社カクヤス	53, 115
株式会社プレコフーズ	49, 697
株式会社柴田屋酒店	46, 955
その他	86, 133
合計	415, 870

ロ. 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額 (千円)
株式会社みずほ銀行	270, 646
株式会社近畿大阪銀行	264, 845
株式会社三菱東京UFJ銀行	221, 408
株式会社高知銀行	61, 465
株式会社紀陽銀行	56, 058
株式会社三井住友銀行	31, 861
株式会社みなと銀行	20, 040
株式会社京都銀行	22, 668
株式会社関西アーバン銀行	21, 865
合計	970, 859

ハ. 未払金

相手先	金額 (千円)
従業員未払給与	361,253
日本通運株式会社	6,618
株式会社リクルート	4,622
株式会社ジー・エフ・エム	3,881
有限会社トリプルプライム	3,600
その他	119,917
合計	499,893

④ 固定負債  
長期借入金

相手先	金額 (千円)
株式会社近畿大阪銀行	465,430
株式会社みずほ銀行	385,465
株式会社三菱東京UFJ銀行	366,687
株式会社高知銀行	196,397
株式会社紀陽銀行	122,541
株式会社三井住友銀行	58,380
株式会社みなと銀行	63,260
株式会社京都銀行	31,998
株式会社関西アーバン銀行	49,197
合計	1,739,357



(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	1月31日 7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	—
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市北区堂島浜一丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。但し電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.torikizoku.co.jp/">http://www.torikizoku.co.jp/</a>
株主に対する特典	毎年1月31日及び7月31日現在の株主名簿に記録された1単元(100株)以上所有株主様に対し、一律3,000円(1,000円券3枚)のお食事ご優待券を贈呈する。

(注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2. 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することを制限されております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名または名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名または名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年7月31日	福井 貴康	大阪府大阪市生野区	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社従業員	鳥貴族従業員持株会 理事長 一瀬 敦生	大阪府大阪市浪速区立業1丁目2番12号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	100	10,000,000 (100,000) (注)4.	所有者の当社退職による譲渡

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所 (以下、同取引所という。) が定める「有価証券上場規程施行規則 (以下、同施行規則という。) 第253条の規定に基づき、特別利害関係者等 (従業員持株会を除く。以下1において同じ。) が、新規上場申請日の直前事業年度 (上場日が属する事業年度の前事業年度といい、当該上場日が事業年度の末日の翌日から定時株主総会までの間にあたる場合には、上場日が属する前々事業年度という。) の末日から起算して2年前の日 (平成23年8月1日) から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡 (新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下「株式等の移動」という。) を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書 (Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、当該株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、当該株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族 (以下「役員等」という。) 、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者 (金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。) 及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格は、類似会社方式、純資産価額方式並びに類似業種比準法方式により算定した価額を総合的に勘案して、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 平成26年2月28日開催の取締役会により、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格 (単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格 (単価)」を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権
発行年月日	平成24年6月15日	平成25年12月17日
種類	普通株式	第3回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	200株	普通株式 285株
発行価格	91,000円 (注) 3.	100,000円 (注) 4.
資本組入額	45,500円	50,000円
発行価額の総額	18,200,000円	28,500,000円
資本組入額の総額	9,100,000円	14,250,000円
発行方法	有償第三者割当	平成25年12月10日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前の日より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員または従業員等との間で、書面により報酬として割り当てた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成25年7月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  3. 発行価格は、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
  4. 発行価格は、類似会社方式、純資産価額方式並びに類似業種比準方式により算定した価格を総合的に勘案して、決定しております。
  5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	100,000円
行使請求期間	平成27年12月18日から 平成35年12月10日まで
行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。但し、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>(3) その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定、質入れその他一切の処分を認めないものとする。

(注) 平成26年2月28日開催の取締役会決議により、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
麒麟麦酒株式会社 代表取締役 磯崎 功典 資本金 30,000百万円	東京都中野区中野4丁目10番2号	酒類の製造	200	18,200,000 (91,000)	当社の取引先

(注) 当第三者割当増資により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

### 新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
道下 聡	大阪府大阪市平野区	会社役員	70	7,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
山下 陽	大阪府大阪市鶴見区	会社役員	30	3,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
真門 洋平	大阪府堺市西区	会社員	20	2,000,000 (100,000)	当社従業員
高田 哲也	茨城県古河市	会社員	15	1,500,000 (100,000)	当社従業員
一瀬 敦生	大阪府大阪市福島区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
葛本 昌宏	大阪府大阪市東成区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
呉林 直樹	東京都杉並区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
小畑 博嗣	大阪府豊中市	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
佐藤 貴一	東京都東久留米市	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
田中 昌樹	大阪府東大阪市	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
富砂 正洋	兵庫県伊丹市	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
枚田 年充	大阪府大東市	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
廣岡 涼	東京都世田谷区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
福井 清成	東京都西東京市	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
前場 崇	奈良県奈良市	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
正村 秀三	東京都中野区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
横山 昭人	東京都練馬区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
和田 一	大阪府大阪市旭区	会社員	10	1,000,000 (100,000)	当社従業員
柴田 晃人	愛知県名古屋市中村区	会社員	5	500,000 (100,000)	当社従業員
縄江 隆幸	奈良県橿原市	会社員	5	500,000 (100,000)	当社従業員

(注) 平成26年2月28日開催の取締役会決議により、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。



### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
大倉 忠司 (注) 1. 2.	大阪府東大阪市	750,000	52.00
株式会社大倉忠 (注) 1. 8.	大阪府東大阪市荒川2丁目13番12号	200,000	13.87
鳥貴族従業員持株会 (注) 1.	大阪府大阪市浪速区立葉1丁目2番12号	111,300	7.72
中西 卓己 (注) 1. 5.	大阪府大阪市住吉区	65,000 (35,000)	4.51 (2.43)
青木 繁則 (注) 1. 6.	大阪府大阪市都島区	50,000 (25,000)	3.47 (1.73)
近畿大阪2号投資事業組合 (注) 1.	東京都中央区日本橋茅場町1丁目10番5号	20,000	1.39
麒麟麦酒株式会社 (注) 1.	東京都中野区中野4丁目10番2号	20,000	1.39
道下 聡 (注) 7.	大阪府大阪市平野区	15,100 (12,000)	1.05 (0.83)
片岡 達治 (注) 1.	大阪府大阪市都島区	15,000	1.04
山下 陽 (注) 7.	大阪府大阪市鶴見区	15,000 (8,500)	1.04 (0.59)
福井 貴康	大阪府大阪市生野区	15,000 (15,000)	1.04 (1.04)
大倉 功次 (注) 1. 4.	大阪府東大阪市	10,000	0.69
大倉 忠義 (注) 1. 4.	東京都港区	10,000	0.69
大倉 勇太 (注) 1. 4.	大阪府東大阪市	10,000	0.69
株式会社近畿大阪銀行 (注) 1.	大阪府大阪市中央区城見1丁目4番27号	10,000	0.69
サントリービア&スピリッツ株式 会社 (注) 1.	東京都港区台場2丁目3番3号	10,000	0.69
江野澤 暢男 (注) 9.	大阪府大阪市旭区	9,500 (5,500)	0.66 (0.38)
山内 真紀 (注) 9.	大阪府大阪市都島区	7,000 (5,000)	0.49 (0.35)
荒木 政俊 (注) 9.	大阪府大阪市都島区	6,000 (3,000)	0.42 (0.21)
中西 秀仁 (注) 9.	大阪府東大阪市	6,000 (3,000)	0.42 (0.21)
真門 洋平 (注) 9.	大阪府堺市西区	6,000 (5,000)	0.42 (0.35)
コカ・コーラウエスト株式会社	福岡県福岡市東区箱崎7丁目9番66号	5,400	0.37
大倉 智子 (注) 3.	大阪府東大阪市	5,000	0.35
宝酒造株式会社	京都府京都市伏見区竹中町609番地	5,000	0.35
みずほキャピタル第3号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号	5,000	0.35
三菱UFJキャピタル3号投資事 業有限責任組合	東京都中央区日本橋1丁目7番17号	5,000	0.35

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
亀井 大明 (注) 9.	東京都練馬区	4,000 (2,000)	0.28 (0.14)
武内 悠 (注) 9.	大阪府大阪市城東区	4,000 (2,000)	0.28 (0.14)
多々見 敏彦 (注) 9.	東京都中野区	4,000 (2,000)	0.28 (0.14)
中谷 充宏 (注) 9.	大阪府大阪市東成区	4,000 (2,000)	0.28 (0.14)
キューピー株式会社	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号	3,000	0.21
日本食研ホールディングス株式会社	愛媛県今治市富田新港1丁目3番地	3,000	0.21
森 好司 (注) 9.	大阪府大阪市生野区	2,500 (1,500)	0.17 (0.10)
呉林 直樹 (注) 9.	東京都杉並区	2,000 (2,000)	0.14 (0.14)
高田 哲也 (注) 9.	茨城県古河市	2,000 (2,000)	0.14 (0.14)
池銀キャピタルニュービジネスフ ァンド3号投資事業有限責任組合	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号	1,000	0.07
一瀬 敦生 (注) 9.	大阪府大阪市福島区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
壺岐 敏博 (注) 9.	大阪府大阪市生野区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
石田 真澄 (注) 9.	大阪府東大阪市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
梶浦 二郎 (注) 9.	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
柴田 晃人 (注) 9.	愛知県名古屋市中村区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
神山 大樹 (注) 9.	大阪府守口市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
葛本 昌宏 (注) 9.	大阪府大阪市東成区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
小畑 博嗣 (注) 9.	大阪府豊中市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
佐藤 貴一 (注) 9.	東京都東久留米市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
田中 昌樹 (注) 9.	大阪府東大阪市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
田中 裕二 (注) 9.	大阪府門真市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
田畑 和明 (注) 9.	大阪府東大阪市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
築紫 正樹 (注) 9.	東京都東久留米市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
富砂 正洋 (注) 9.	兵庫県伊丹市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
縄江 隆幸 (注) 9.	奈良県橿原市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
枚田 年充 (注) 9.	大阪府大東市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
廣岡 涼 (注) 9.	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
福井 清成 (注) 9.	東京都西東京市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
前場 崇 (注) 9.	奈良県奈良市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
正村 秀三 (注) 9.	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
丸本 美奈 (注) 9.	兵庫県尼崎市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
森 裕史 (注) 9.	大阪府守口市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
横田 智一 (注) 9.	愛知県名古屋市中川区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
横山 昭人 (注) 9.	東京都練馬区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
吉川 和志 (注) 9.	大阪府大阪市鶴見区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
和田 一 (注) 9.	大阪府大阪市旭区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
中村 賢基 (注) 9.	大阪府大阪市天王寺区	500 (500)	0.03 (0.03)
計	—	1,442,300 (157,000)	100.00 (10.89)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)  
2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)  
3. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長の配偶者)  
4. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長の二親等内の血族)  
5. 特別利害関係者等 (当社専務取締役)  
6. 特別利害関係者等 (当社常務取締役)  
7. 特別利害関係者等 (当社取締役)  
8. 特別利害関係者等 (役員等により総株主議決権の過半数が所有されている会社)  
9. 当社従業員  
10. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。  
11. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

平成26年5月30日

株式会社鳥貴族

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社鳥貴族の平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥貴族の平成24年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成26年5月30日

株式会社鳥貴族

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社鳥貴族の平成24年8月1日から平成25年7月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥貴族の平成25年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成26年5月30日

株式会社鳥貴族

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社鳥貴族の平成25年8月1日から平成26年7月31日までの第28期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年2月1日から平成26年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年8月1日から平成26年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社鳥貴族の平成26年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

